

矢巾町子どもの貧困対策実行計画

すべての子どもたちが

未来に夢を託すことができる^まち^ち矢巾町づくりをめざして

令和2年 11 月

矢巾町

目 次

第1章	計画策定について	1
1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
4	取組の対象・定義	3
第2章	現状と課題	4
1	子どもを取り巻く状況	4
2	「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施した ニーズ調査結果より（令和元年8月実施）	11
3	岩手県子どもの生活実態調査報告書における矢巾町の状況	17
4	子どもの貧困に係る課題 ～調査結果から見えたもの～	33
第3章	基本目標	35
1	基本理念	35
2	施策の基本方向	36
第4章	施策の展開	37
	重点施策1 教育の支援	37
	重点施策2 生活の支援	39
	重点施策3 保護者等に対する就労の支援	41
	重点施策4 経済的支援	43
第5章	計画の推進	46
1	計画の推進及び実施体制	46
2	計画の進捗管理	46
3	計画の見直し	46
4	町の子どもの貧困に関する指標	47

第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景及び目的

国民生活基礎調査によりますと、我が国の子どもの貧困率は、平成28年は13.9%であり、平成25年実施の同調査に比べ2.4%改善はされていますが、依然として、子どもの7人に1人が貧困状態にあると言われ、深刻な状態にあります。

本町では、子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、就学援助の促進や、ひとり親家庭等を対象とした就業支援に取り組んできました。

令和2年度からの「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定に合わせ、子育て世代の暮らしの経済状況についての内容を盛り込んでニーズ調査したところ、現状について一定程度把握できましたことや、国においては、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、地方公共団体の責務が「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。」とされたこと及び「市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めることを努力義務とする。」などを受け、子どもの貧困対策における市町村の役割が高まっています。

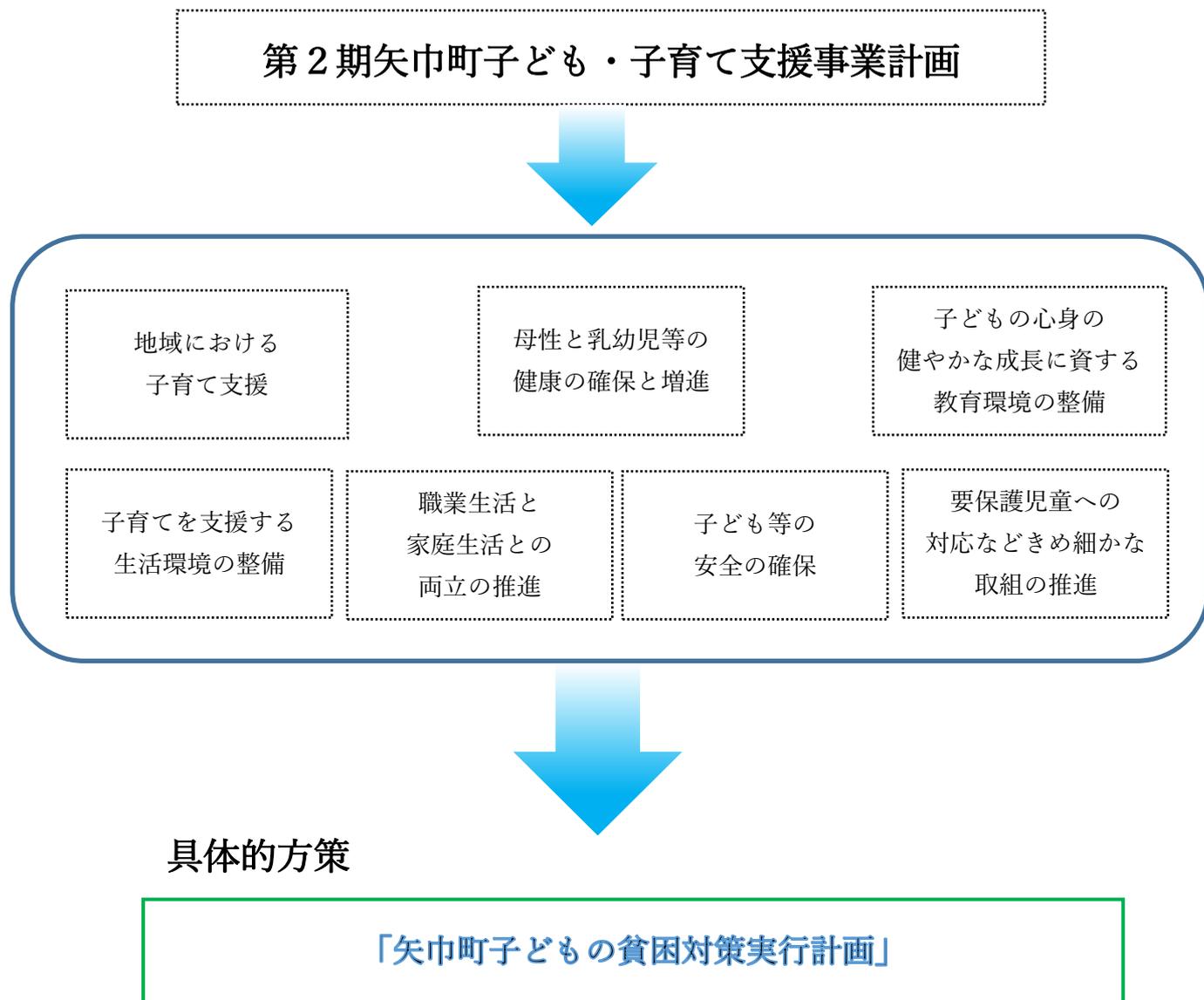
こうした状況の中、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、令和2年3月「矢巾町子どもの貧困対策実行計画」（以下「町計画」）を策定いたしました。

岩手県では、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第11条に基づく「いわて子どもプラン（2020～2024）」の個別計画に位置付けた、「岩手県子どもの幸せ応援計画（2020～2024）」（岩手県子どもの貧困対策推進計画）（以下「県計画」）が、令和2年7月に策定されたところです。

その後、県計画の内容を踏まえ、町計画には県が実施した子どもの生活実態調査結果を掲載しておりますが速報値であったことから、確定値を有効なデータとして集計分析することが必要だったこと、また本町の重点的な取り組みとしている生活の支援など具体的な取り組みについて内容を深める必要がありました。そこで、子ども・子育て会議の幹事課の実務者が参集したワーキンググループにより、データ結果の分析を行い具体的な取り組みについて検討し、子ども・子育て会議委員の皆様からご意見を頂戴し町計画の加筆修正を行い、「教育の支援」「生活の支援」「保護者等に対する就労の支援」「経済的支援」を柱にした町計画としております。

2 計画の位置付け

本計画は、「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～6年度）の第5章 分野別施策の推進 に係る各項目の具体的方策のひとつとして、策定・実施するものです。



3 計画期間

令和2年度～6年度まで（5か年）

この計画は、「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」と同期間とします。

4 取組の対象・定義

本計画は、子どもに関わるすべての町民を対象とします。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、支援の対象は、0歳から満18歳になった最初の3月31日までの子どもとその家庭とし、経済的に困窮状態にある、または、困難を抱えやすい状況にある子どもとその家庭とします。

第2章 現状と課題

1 子どもを取り巻く状況

I 人口と世帯の動向

(1) 人口構成比の推移

本町における人口は、2万7千人前後で推移しています。平成29年には27,911人まで増加しましたが、翌30年は27,839人と72人減少しています。

人口構成比については、0～14歳の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口は年々減少し続け、年少人口割合は平成30年には13%を下回り12.8%となっています。65歳以上の高齢者人口は年々増加を続け、平成30年には25%を超え、高齢者人口は年少人口のおよそ2倍となっています。

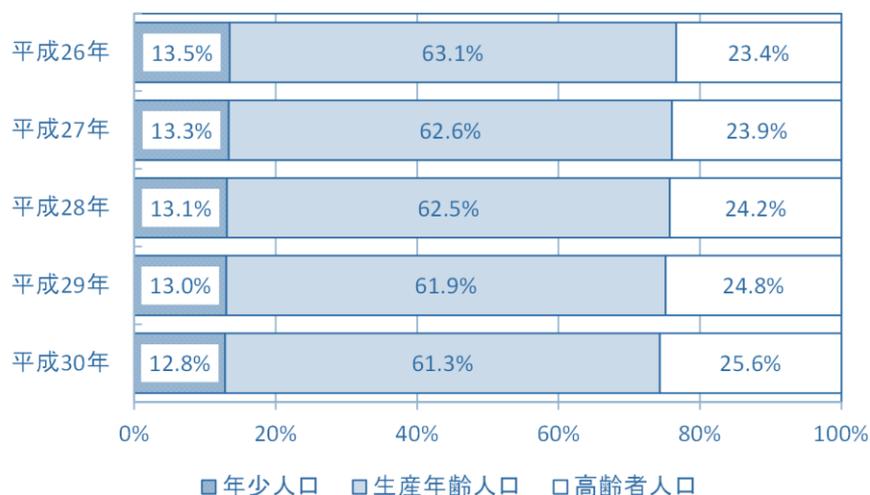
表 1-人口構成比の推移

(単位：世帯、人)

年次	世帯数	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口 (65歳以上)		年齢不詳
			人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
平成26年	9,651	26,936	3,627	13.5%	16,986	63.1%	6,291	23.4%	32
平成27年	9,901	27,191	3,627	13.3%	17,026	62.6%	6,506	23.9%	32
平成28年	10,066	27,822	3,639	13.1%	17,376	62.5%	6,729	24.2%	78
平成29年	10,194	27,911	3,623	13.0%	17,287	61.9%	6,923	24.8%	78
平成30年	10,333	27,839	3,569	12.8%	17,059	61.3%	7,133	25.6%	78

資料：岩手県「岩手県毎月人口推計」(各年10月1日現在)

図 1-人口構成比の推移



資料：岩手県「岩手県毎月人口推計」(各年10月1日現在)

(2) 世帯構成別世帯数の推移

本町の一般世帯数は平成7年から平成27年の20年で57.2%増加し9,874世帯となっています。親族世帯の中では三世代世帯は減少していますが、核家族世帯とひとり親世帯が増加しています。特に核家族世帯は一般世帯の46.5%とほぼ半数を占めています。核家族世帯は平成7年から平成27年までに58.1%増加し4,589世帯、ひとり親世帯は85.4%増加して851世帯となっています。

一般世帯数は増加し、一般世帯人員は平成7年に22,498人でしたが平成27年は26,589人と増加しています。平均世帯人員は減少を続け、平成22年の調査では3人を割り2.97人となり、平成27年には2.69人となっています。

表2-世帯構成別世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満の児童のいる世帯数	2,866	3,155	3,252	2,905	2,657
一般世帯数	6,281	7,576	8,365	8,830	9,874
親族世帯	5,220	6,262	6,816	6,903	7,139
核家族世帯(ひとり親以外)	2,903	3,697	4,052	4,209	4,589
ひとり親世帯	459	624	755	818	851
三世代世帯	1,650	1,603	1,604	1,444	1,232
その他	208	338	405	432	467
単独世帯	1,051	1,284	1,508	1,865	2,657
非親族世帯	10	30	41	62	77

資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

※非親族世帯とは2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯のこと(「国勢調査」用語の解説より)。

表3-世帯数と世帯人員の推移 (単位：世帯、人)

	一般世帯数	一般世帯人員	平均世帯人員
平成7年	6,281	22,498	3.42
平成12年	7,575	24,735	3.26
平成17年	8,365	26,429	3.16
平成22年	8,830	26,192	2.97
平成27年	9,874	26,589	2.69

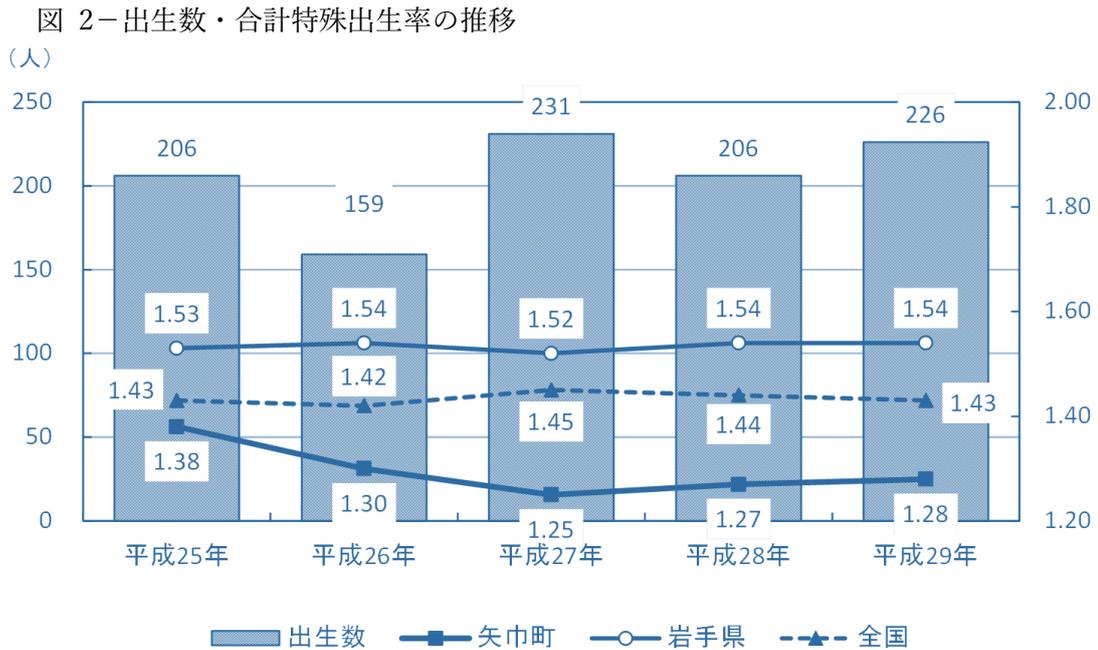
資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

II 年少人口の動向

(1) 出生の推移

本町の出生数は、平成26年には159人まで減少しましたが、平成29年には226人まで増加しています。

また、合計特殊出生率をみると、矢巾町は常に岩手県や全国に比べて下回っており1.28となっています。



資料：厚生労働省「人口動態調査」、「岩手県保健福祉年報」（各年10月1日現在）

(2) 18歳未満の人口の推移（町）

本町の児童人口（18歳未満人口）は、徐々に減少しており、平成31年では4,433人となっています。

平成27年から平成31年の5年間で児童人口は133人減少していますが、その内訳をみると、就学前児童層（0～5歳）は68人増加、小学校就学年齢層（6～11歳）が42人減少、中学高校就学年齢層（12～17歳）が159人減少と、中学高校就学年齢層の減少が著しいものとなっています。

図3-児童人口の推移



資料：矢巾町「住民基本台帳人口」（各年3月31日現在）

また、国が行った「全国母子世帯等調査」の昭和63年度と平成23年度の比較によれば、ひとり親世帯になった理由として、母子世帯では、「離婚」が最も多く、62.3%（S63）から80.8%（H23）に上昇しています。また、同様に「未婚の母」が3.6%から7.8%に上昇しています。

（単位：％）

	昭和63年度		平成23年度	
	母子	父子	母子	父子
離婚	62.3	55.4	80.8	74.3
死別	29.7	35.9	7.5	16.8
未婚	3.6	—	7.8	1.2

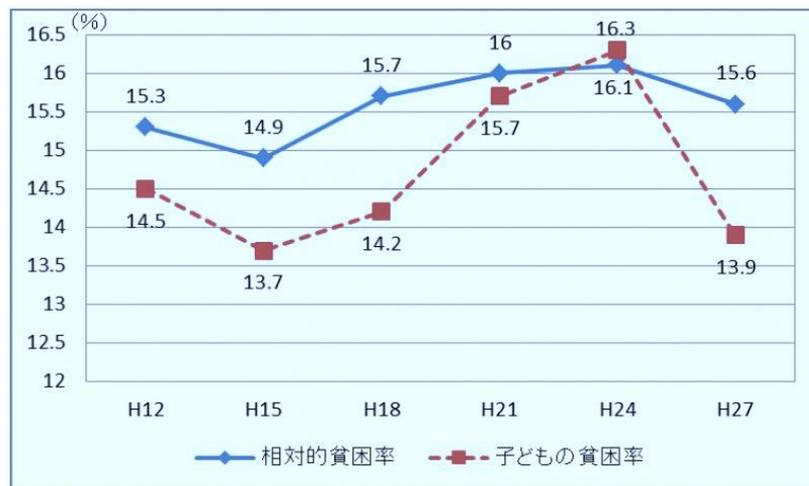
（出典：厚生労働省「母子世帯等調査」）

III 貧困の状況

(1) 子どもの貧困率の推移（国）

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」によると子どもの貧困率は平成24年度まで増加傾向にあり、平成12年から平成24年までの12年間で0.8ポイント増加傾向が続き、子どもの貧困率に焦点をあてると、1.8ポイント増加しており、その傾向がより強く現れています。

しかしながら、平成27年調査では子どもの貧困率は2.4ポイント減少しています。



（出典：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）

(2) ひとり親世帯数の推移（町）

ひとり親世帯は増加しており、平成7年から平成27年までの間で441世帯増加しています。

世帯構成別世帯数の推移

（単位：世帯）

	平成7年 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
18歳未満の児童のいる世帯数	2,866	3,155	3,252	2,905	2,657
一般世帯数	6,281	7,576	8,365	8,830	9,874
親族世帯	5,220	6,262	6,816	6,903	7,139
核家族世帯(ひとり親以外)	2,903	3,697	4,052	4,209	4,589
ひとり親世帯	459	624	755	818	851
三世帯世帯	1,650	1,603	1,604	1,444	1,232
その他	208	338	405	432	467
単独世帯	1,051	1,284	1,508	1,865	2,657
被親族世帯	10	30	41	62	77

資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

※非親族世帯とは2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯のこと（「国勢調査」用語の解説より）。

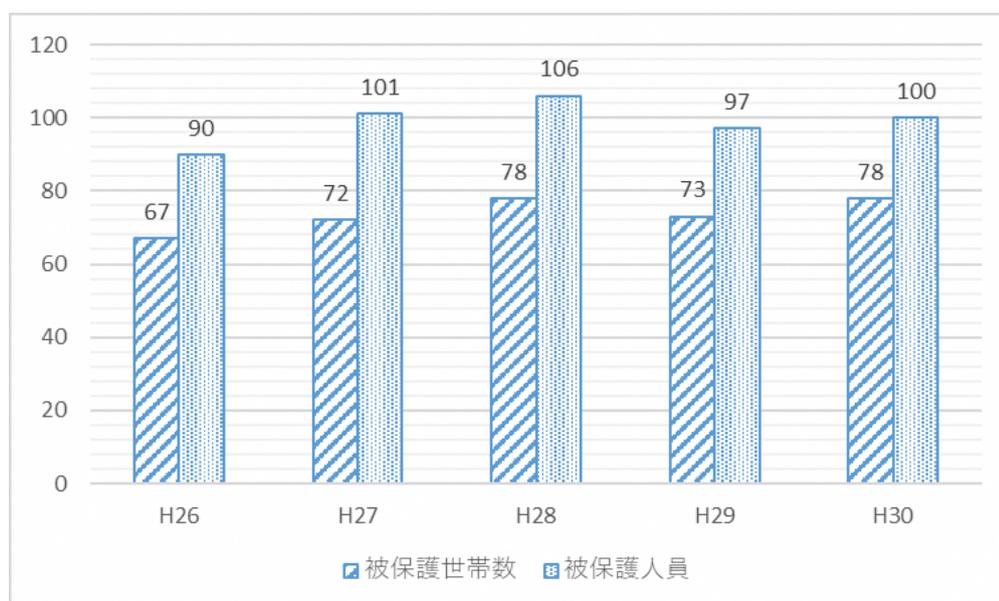
(3) 生活保護受給世帯推移（町）

被保護世帯数は横ばい、被保護人員は減少傾向にあります。

また、生活保護受給世帯における18歳未満人数（各年4月1日現在）は、減少傾向にあります。

	H26	H27	H28	H29	H30
被保護世帯数	67	72	78	73	78
被保護人員	90	101	106	97	100
うち18歳未満人数	21	17	13	13	10

出典：矢巾町

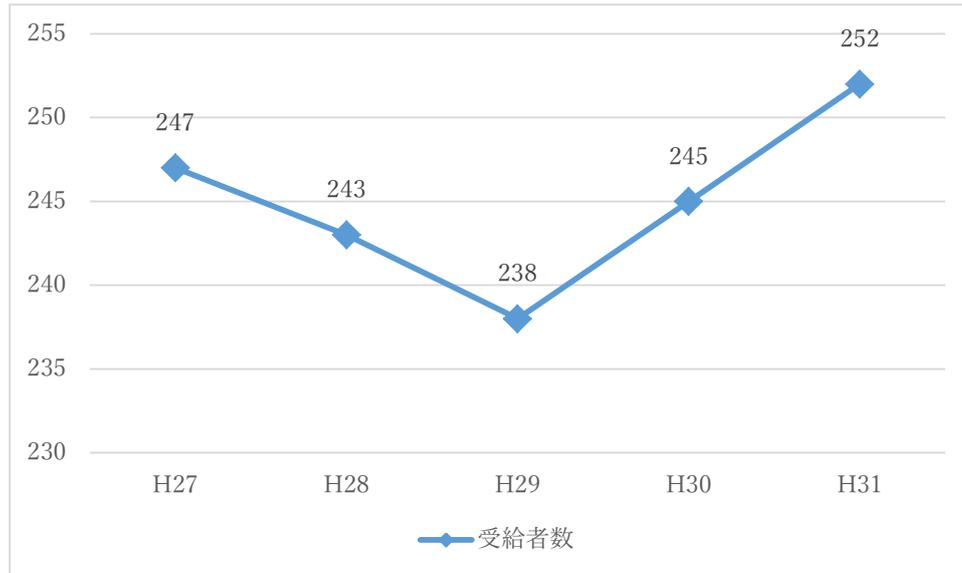


(4) 児童扶養手当受給者数（町）

児童扶養手当受給者数は増加傾向にあります。

	H27	H28	H29	H30	H31
受給者数	247 人	243 人	238 人	245 人	252 人

出典：矢巾町



(5) 就学援助・奨学金貸与の状況（町）

援助件数の推移をみると、平成 26 年には 181 件でしたが、平成 30 年には 219 件に増加しています。奨学金の貸与金額については平成 26 年には 34 件で 14,880,000 円でしたが、平成 30 年には 23 件で 9,480,000 円と、奨学金貸与件数が減少するとともに金額も減少しています。

就学援助・奨学金貸与の状況

（単位：件、円）

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
就学援助	援助件数	181	180	179	185	219
	援助金額	15,838,018	16,249,344	15,359,963	18,227,523	19,360,214
奨学金 (矢巾町)	貸与件数	34	25	31	26	23
	貸与金額	14,880,000	11,040,000	13,680,000	11,400,000	9,480,000

資料：学務課（各年 3 月 31 日時点）

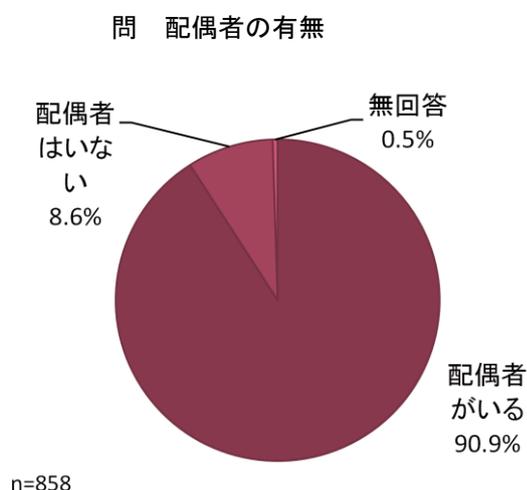
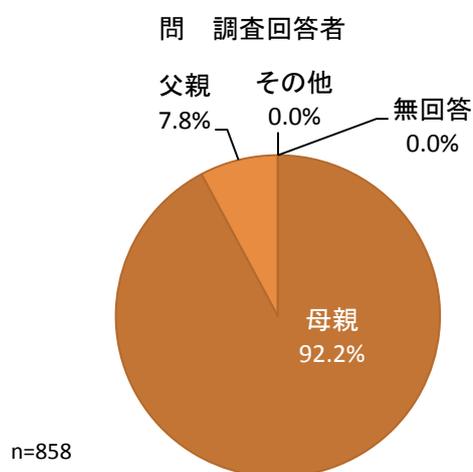
2 「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施したニーズ調査結果より(令和元年8月実施)

(調査対象者数及び回収率について)

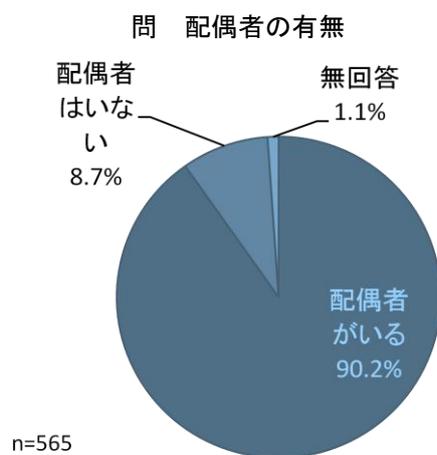
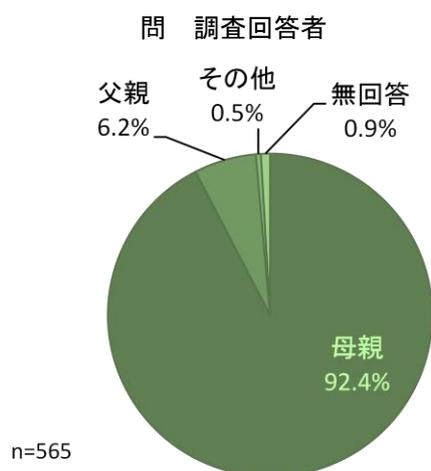
区分	就学前児童の保護者			小学生の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
町全域	1,102 人	858 人	77.9%	645 人	565 人	87.6%

I 配偶者の有無について

(1) 就学前児童調査



(2) 小学生調査



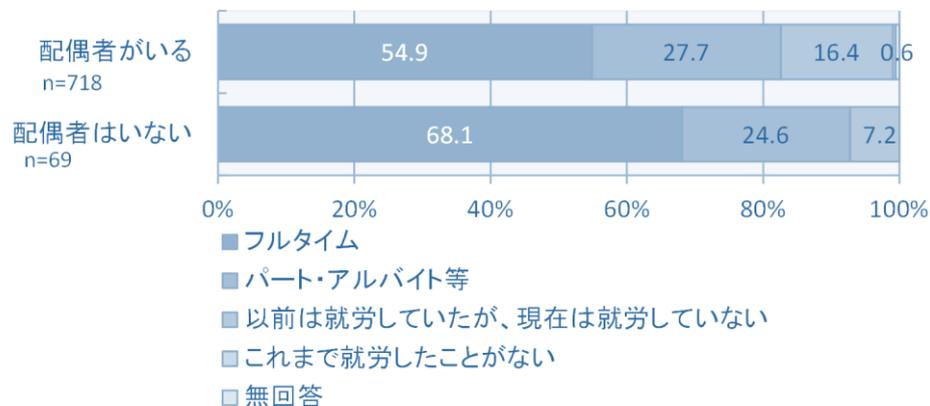
調査結果から、回答者のうち約9%の世帯がひとり親であることがわかりました。

II ひとり親世帯の保護者の就労状況について

(1) 就学前児童調査

① 母親

問 回答者母親のうち、母親の就労状況



【配偶者がいる】

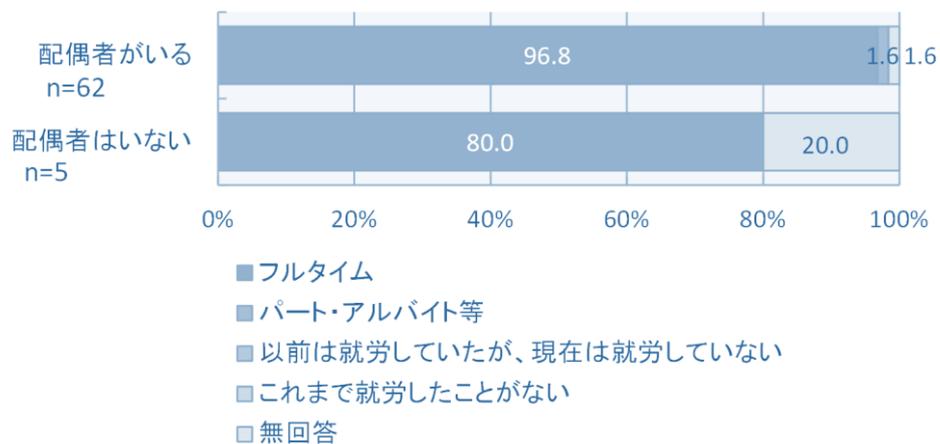
- ①フルタイム (54.9%)
- ②パート・アルバイト等 (27.7%)
- ③不就労 (17.0%)

【配偶者がいない】

- ①フルタイム (68.1%)
- ②パート・アルバイト等 (24.6%)
- ③不就労 (7.2%)

② 父親

問 回答者父親のうち、父親の就労状況



【配偶者がいる】

- ①フルタイム (96.8%)
- ②パート・アルバイト等 (1.6%)
- ③不就労 (1.6%)

【配偶者がいない】

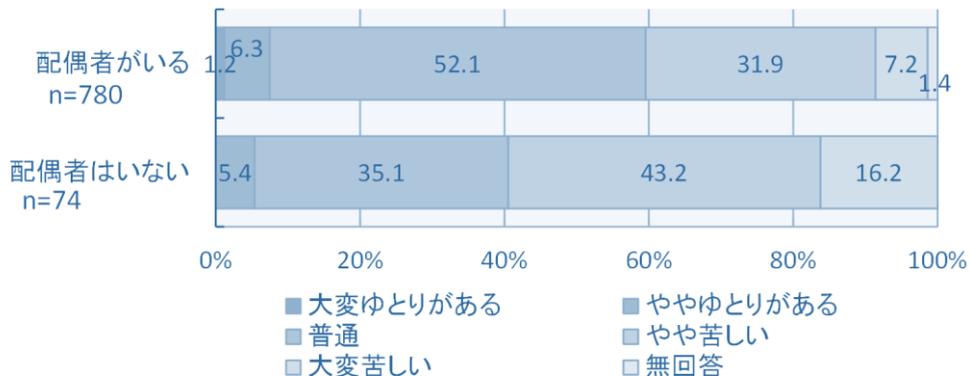
- ①フルタイム (80.0%)
- ②不就労 (20.0%)

Ⅲ 暮らしの経済状況について

(1) 困窮状況について その1 (全般について)

① 就学前児童調査

問 現在の暮らしの経済状況



【配偶者がいる】

- ① 普通 (52.1%)
- ② 「やや苦しい」 + 「大変苦しい」 (39.1%)
- ③ 「大変ゆとりがある」 + 「ややゆとりがある」 (7.5%)

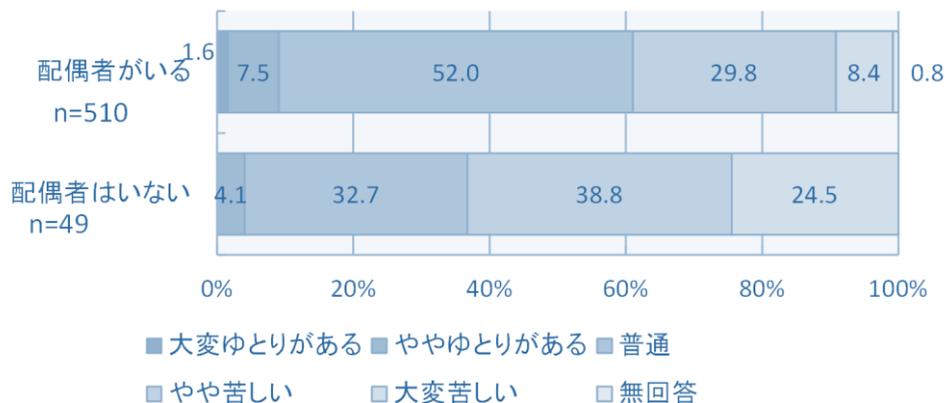
【配偶者がいない】

- ① 「やや苦しい」 + 「大変苦しい」 (59.4%)
- ② 普通 (35.1%)
- ③ ややゆとりがある (5.4%)
- ※ 大変ゆとりがあるは 0%

★ 苦しいが半数以上

② 小学生調査

問 現在の暮らしの経済状況



【配偶者がいる】

- ① 普通 (52.0%)
- ② 「やや苦しい」 + 「大変苦しい」 (38.2%)
- ③ 「大変ゆとりがある」 + 「ややゆとりがある」 (9.1%)

【配偶者がいない】

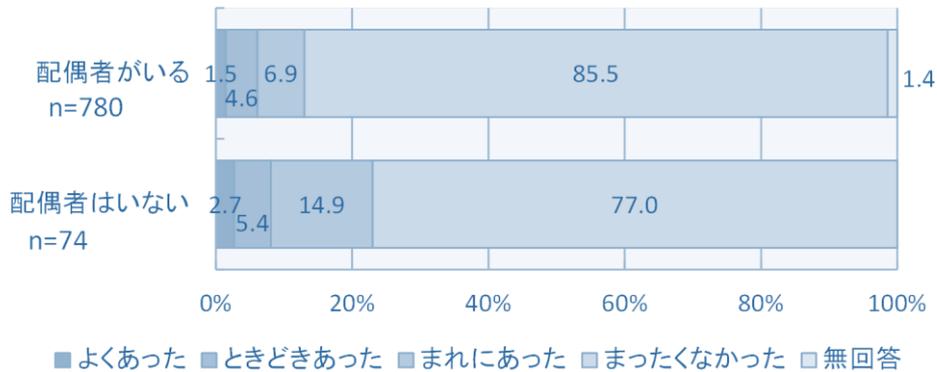
- ① 「やや苦しい」 + 「大変苦しい」 (63.3%)
- ② 普通 (32.7%)
- ③ ややゆとりがある (4.1%)
- ※ 大変ゆとりがあるは 0%

★ 苦しいが半数以上

(2) 困窮状況について その2 (食料の調達状況)

① 就学前児童調査

問 過去1年間に家族が必要とする食料を買えないことがあったか

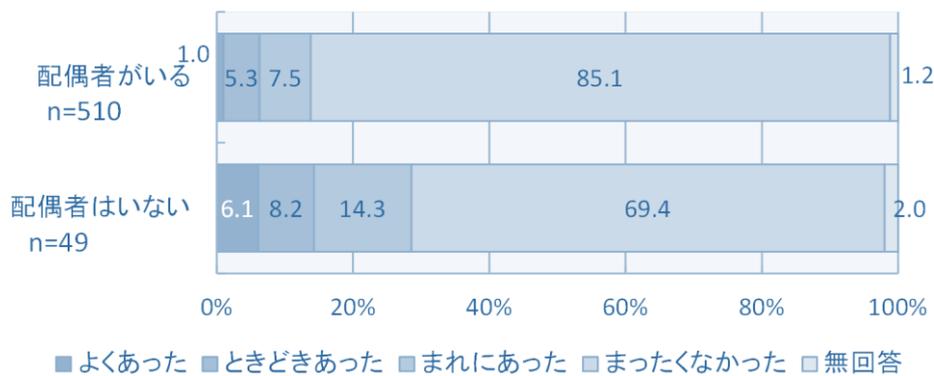


【配偶者がいる】
 全くなかった (85.5%)
 「よくあった」 + 「ときどきあった」
 + 「まれにあった」 (13.0%)

【配偶者がいない】
 全くなかった (77.0%)
 「よくあった」 + 「ときどきあった」
 + 「まれにあった」 (23.0%)

② 小学生調査

問 過去1年間に家族が必要とする食料を買えないことがあったか



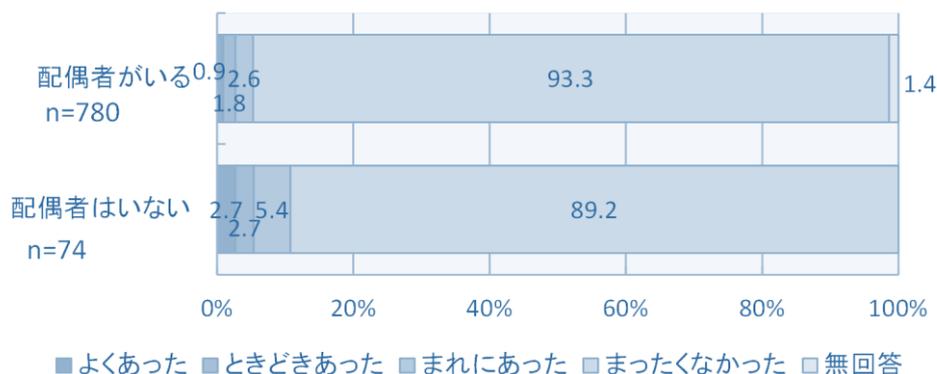
【配偶者がいる】
 全くなかった (85.1%)
 「よくあった」 + 「ときどきあった」
 + 「まれにあった」 (13.8%)

【配偶者がいない】
 全くなかった (69.4%)
 「よくあった」 + 「ときどきあった」
 + 「まれにあった」 (28.6%)

(3) 困窮状況について その3 (水道、電気代の状況)

① 就学前児童調査

問 過去1年間に水道又は電気料金が払えないことがあったか

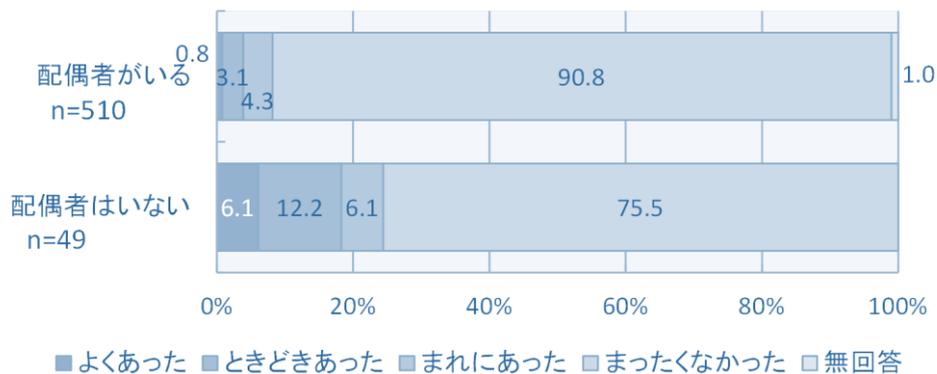


【配偶者がいる】
 全くなかった (93.3%)
 「よくあった」+「ときどきあった」
 +「まれにあった」(5.3%)

【配偶者がいない】
 全くなかった (89.2%)
 「よくあった」+「ときどきあった」
 +「まれにあった」(10.8%)

② 小学生調査

問 過去1年間に水道又は電気料金が払えないことがあったか



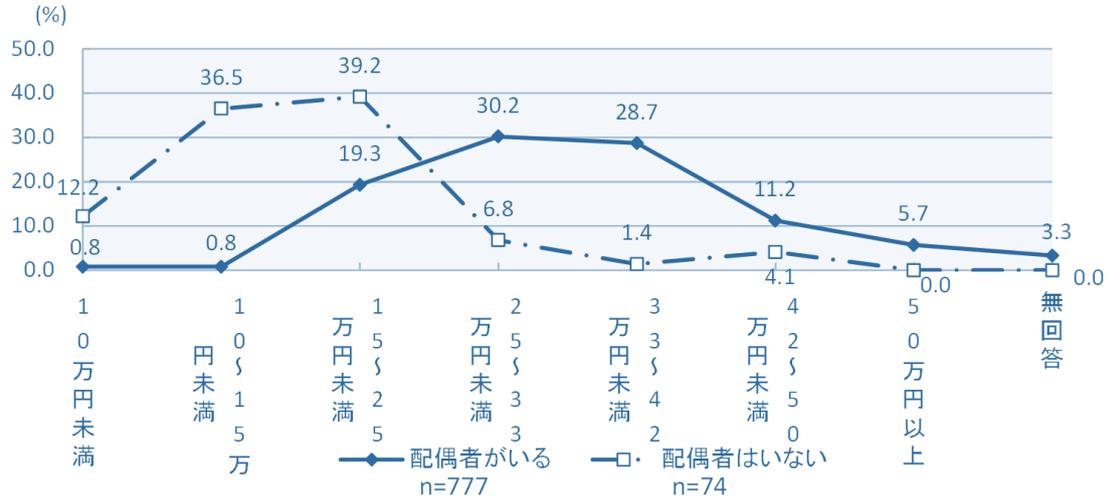
【配偶者がいる】
 全くなかった (90.8%)
 「よくあった」+「ときどきあった」
 +「まれにあった」(8.2%)

【配偶者がいない】
 全くなかった (75.5%)
 「よくあった」+「ときどきあった」
 +「まれにあった」(24.4%)

(4) 困窮状況について その4 (主な生計者の収入額)

① 就学前児童調査

問 生計を支えている方の「月ごとの収入額」



【配偶者がいる】

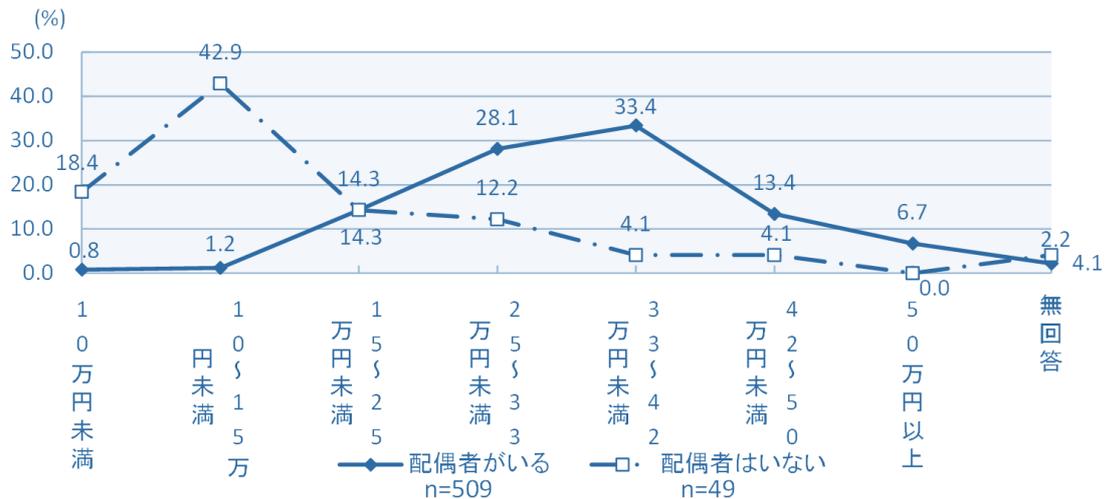
- ①25～33万円未満 (30.2%)
- ②33～42万円未満 (28.7%)
- ③15～25万円未満 (19.3%)

【配偶者がいない】

- ①15～25万円未満 (39.2%)
- ②10～15万円未満 (36.5%)
- ③10万円未満 (12.2%)

② 小学生調査

問 生計を支えている方の「月ごとの収入額」



【配偶者がいる】

- ①33～42万円未満 (33.4%)
- ②25～33万円未満 (28.1%)
- ③15～25万円未満 (14.3%)

【配偶者がいない】

- ①10～15万円未満 (42.9%)
- ②10万円未満 (18.4%)
- ③15～25万円未満 (14.3%)

3 岩手県子どもの生活実態調査報告書における矢巾町の状況

I 県の調査概要

県では、子どもの貧困対策の総合的な推進を図るため、平成28年3月に「いわての子どもの貧困対策推進計画」（平成28年度～令和元年度）を策定し、取り組みを進めてきました。次期子どもの貧困対策推進計画の策定に当たり、子どもの生活実態等を踏まえた具体的な取組等の検討を行うため、小学5年生・中学2年生の児童生徒及びその保護者、就学援助制度利用世帯等の保護者に対して、平成30年8月に調査票を一斉配布し、全数調査を実施しました。併せて、小学1年生から中学3年生までの全ての保護者に対し、自由記載による支援ニーズ調査を行いました。

子どもの生活実態調査は、小学5年生、中学2年生の児童生徒及びその保護者全て41,176人を対象に実施し、回答数36,491人、回答率88.6%となっております。

就学援助制度利用世帯等調査は、就学援助制度利用世帯等の保護者全て7,748人を対象に実施し、回答数5,345人、回答率69.0%でした。

支援ニーズ調査は、小学1年生～中学3年生の保護者全て91,836人を対象に実施し、868件の回答を得ています。

県の協力により、子どもの生活実態調査及び就学援助制度利用世帯等調査で回答があった矢巾町分のデータを提供いただき集計分析を行いました。

【岩手県子どもの生活実態調査集計結果について】

矢巾町分

(単位：人)

	子どもの生活実態調査			就学援助制度 利用世帯等調査	合計
	合計	小学5年生	中学2年生		
調査対象者数	511	256	255	38	549
回答数	335	175	160	19	354
回答率	65.6	68.4	62.7	50	64.5
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の状況 ・子どもの食事、健康状態、家庭生活・学校生活 ・保護者の就労状況、収入 ・世帯の暮らし向き ・公的支援等の利用状況 ※「就学援助制度利用世帯等調査」は、就学援助制度が学校で必要な費用として足りているかを独自の設問として設定しているほかは、「子どもの生活実態調査」と同じ内容です。				

※県では、県内公立小中学校を対象に実施しており、「子どもの生活実態調査」及び「就学援助制度利用世帯等調査」は、世帯収入および世帯構成の記載に不備がない保護者用調査票及びそれに対応する児童生徒用調査票を分析対象としております。

II 保護者調査結果（抜粋）

(1) 母親の就労率、雇用形態

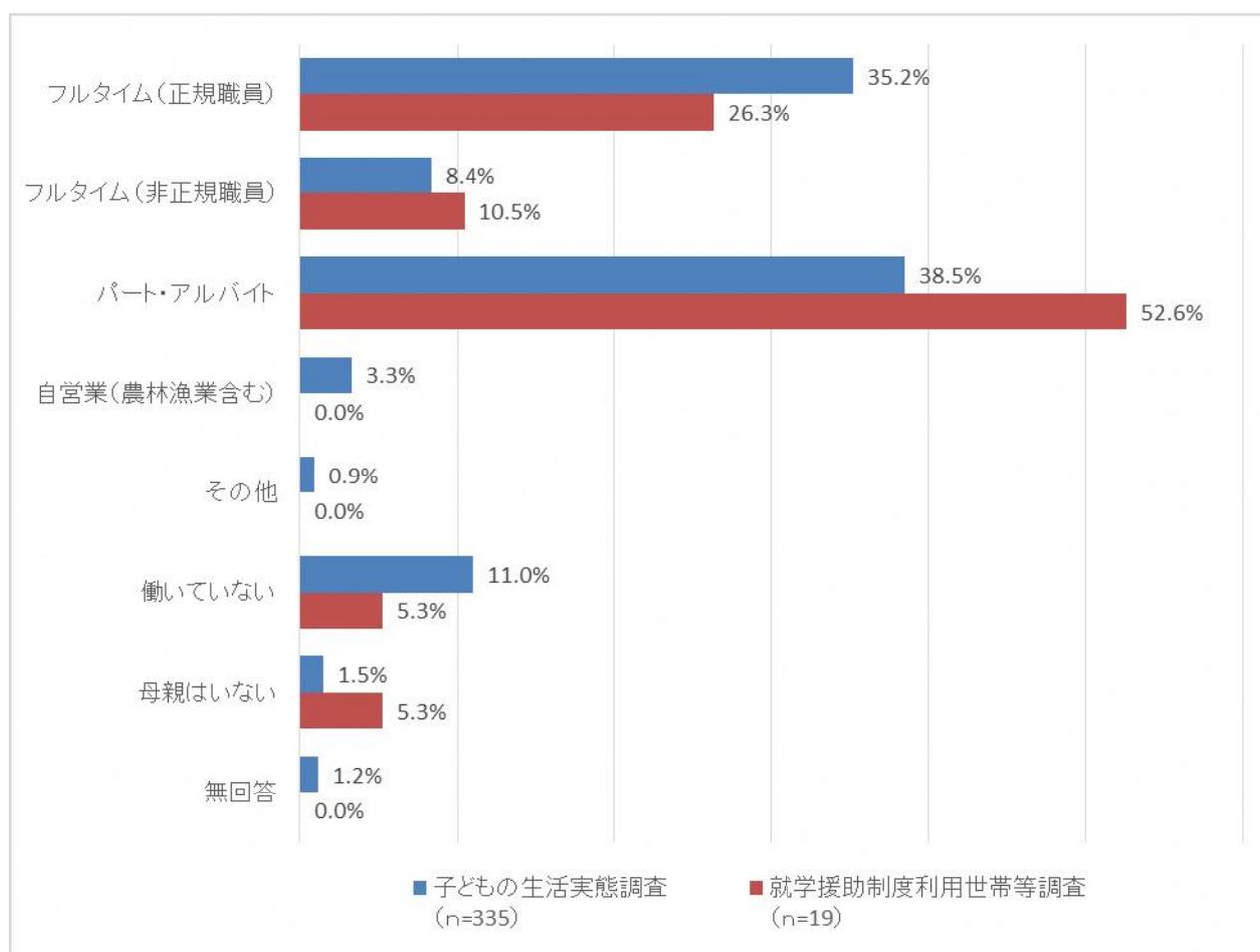
※【保護者回答】働いている状況について、母親の現在のお仕事はどれに最も近い
ですか。

母親の就労率は、子どもの生活実態調査では 86.3%、就学援助制度利用世帯等調査では 89.4%が就労しています。雇用形態は就学援助制度利用世帯等調査では 52.6%がパート・アルバイトとなっています。

① 就労率

	割合（人）			
	就労している	就労していない	母親はいない	無回答
子どもの生活実態調査 (n=335)	86.3% (289)	11.0% (37)	1.5% (5)	1.2% (4)
就学援助制度利用世帯等調査 (n=19)	89.4% (17)	5.3% (1)	5.3% (1)	0.0% (0)

② 主な仕事の雇用形態



(2) 経済状況

① 病院の受診

※【保護者回答】過去1年間でお子さんを受診させた方がよいと思ったが、実際に受診させなかったことがあるか。

子どもの生活実態調査であると回答した割合は17.3%、就学援助制度利用世帯等調査では26.3%となっています。

	割合（人）		
	ある	ない	無回答
子どもの生活実態調査 (n=335)	17.3% (58)	81.5% (273)	1.2% (4)
就学援助制度利用世帯等調査 (n=19)	26.3% (5)	73.7% (14)	0.0% (0)

② 病院受診をしなかった理由

子どもの生活実態調査では、多忙で時間がなかったが70.7%を占めますが、就学援助制度利用世帯等調査では保険加入だが支払い不能が60.0%を占めています。

	割合（人）		
	子どもの生活実態調査 (n=58)	就学援助制度利用世帯等調査 (n=5)	計
保険未加入で支払い不能	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
保険加入だが支払い不能	8.6% (5)	60.0% (3)	12.7% (8)
子どもが嫌だといったため	10.3% (6)	0.0% (0)	9.5% (6)
医療機関が遠く、通院困難	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
多忙で時間がなかった	70.7% (41)	40.0% (2)	68.3% (43)
その他	5.2% (3)	0.0% (0)	4.8% (3)
無回答	5.2% (3)	0.0% (0)	4.8% (3)

(3) 子どもの生活

① 子どもの放課後の過ごし方

※【保護者回答】お子さんの平日の学校が終わった後の過ごし方について、あてはまるもの3つに○印記入。

子どもの生活実態調査では、自分の家で家族と過ごすのが64.8%を占めますが、就学援助制度利用世帯等調査では、自分の家で1人で過ごすのが47.4%を占めます。(複数回答)

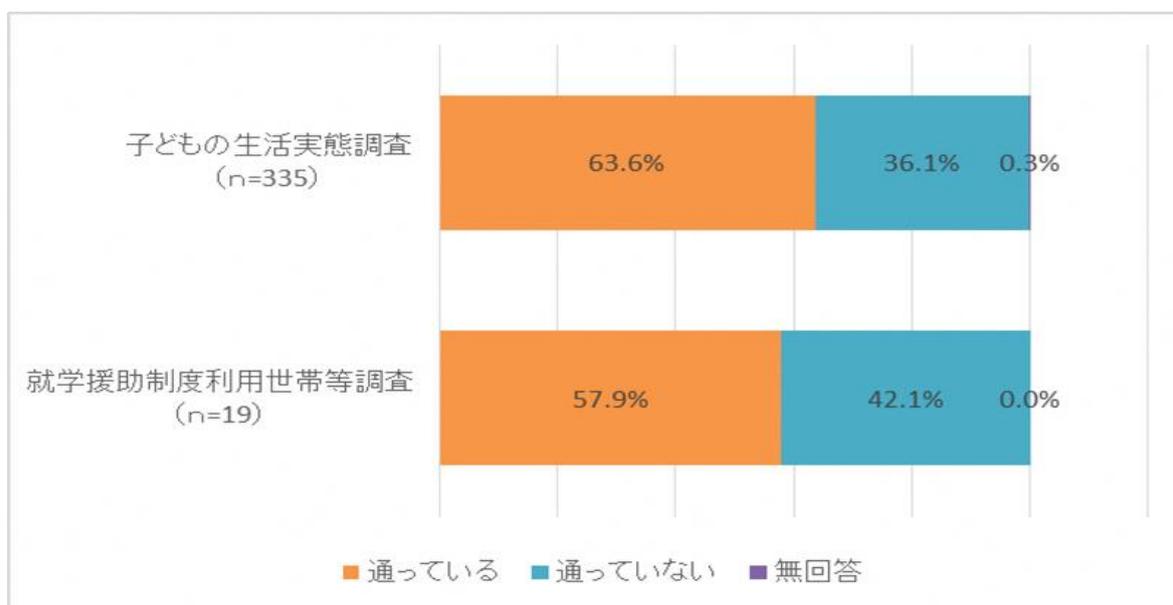
割合（人）

	子どもの生活実態調査（n=335）	就学援助制度利用世帯等調査（n=19）	計
自分の家で、一人で過ごす	28.1%（94）	47.4%（9）	29.1%（103）
自分の家で、家族と過ごす	64.8%（217）	42.1%（8）	63.6%（225）
児童館、放課後児童クラブで過ごす	6.9%（23）	31.6%（6）	8.2%（29）
友達と遊ぶ	37.0%（124）	36.8%（7）	37.0%（131）
学習塾や習い事、スポーツクラブ	35.8%（120）	26.3%（5）	35.3%（125）
学校のクラブ活動	41.2%（138）	10.5%（2）	39.5%（140）
ゲームセンターやショッピングセンター	0.6%（2）	0.0%（0）	0.6%（2）
その他	6.3%（21）	10.5%（2）	6.5%（23）
わからない	0.3%（1）	0.0%（0）	0.0%（0）
無回答	0.0%（0）	0.0%（0）	0.0%（0）

② 塾や習い事

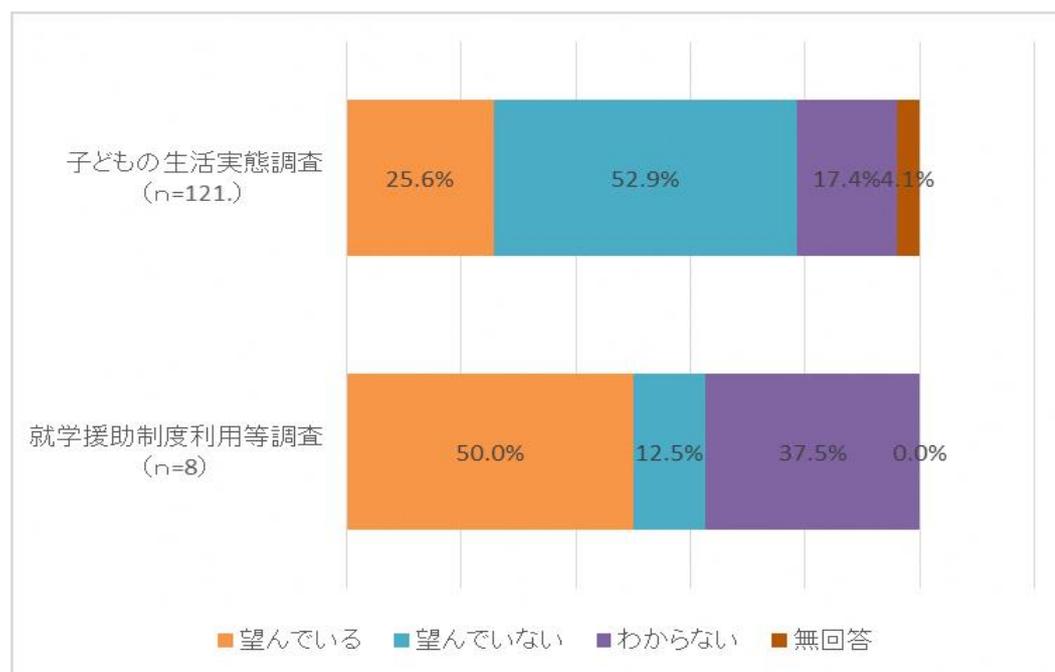
※【保護者回答】お子さんが学校のクラブ活動以外で習い事やスポーツクラブなど通っているものすべてに○印記入。

習い事やスポーツクラブなど通っている割合は子どもの生活実態調査では 63.6%、就学援助制度利用世帯等調査では 57.9%となっています。



※【保護者回答】 お子さんが学校のクラブ活動以外で習い事やスポーツクラブなど通ってみたいと望んでいるか。

通っていないと回答した家庭のうち、子どもが塾や習い事に通いたいと望んでいる割合は子どもの生活実態調査では 25.6%、就学援助制度利用世帯等調査では 50.0%となっています。



※【保護者回答】 お子さんが習い事やスポーツクラブなど通ってみたいと望んでいるにもかかわらずできない理由についてあてはまるものすべてに○印記入。

子どもが望んでいるにもかかわらず通わせることができない理由については、経済的理由によるものの割合が高くなっています。(複数回答)

	通える範囲 にない	経済的に 通わせること ができない	通う必要 がない	送迎ができ ない	割合 (人) その他
子どもの生活実 態調査 (n=47)	9.7%(3)	67.7%(21)	3.2%(1)	48.4%(15)	22.6%(7)
就学援助制度 利用世帯等調査 (n=4)	0%(0)	100.0%(4)	0%(0)	0%(0)	0%(0)

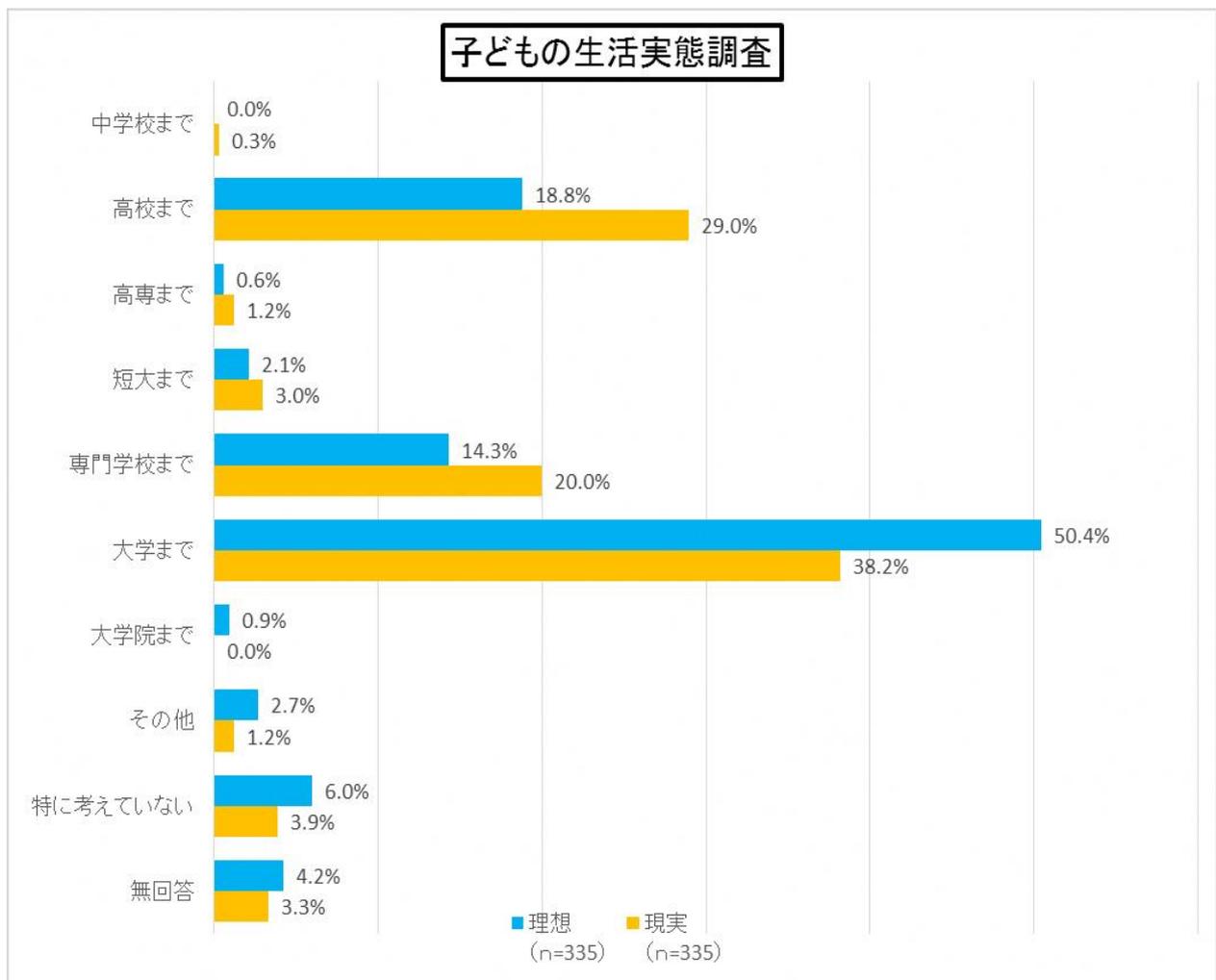
③ 子どもの進学について

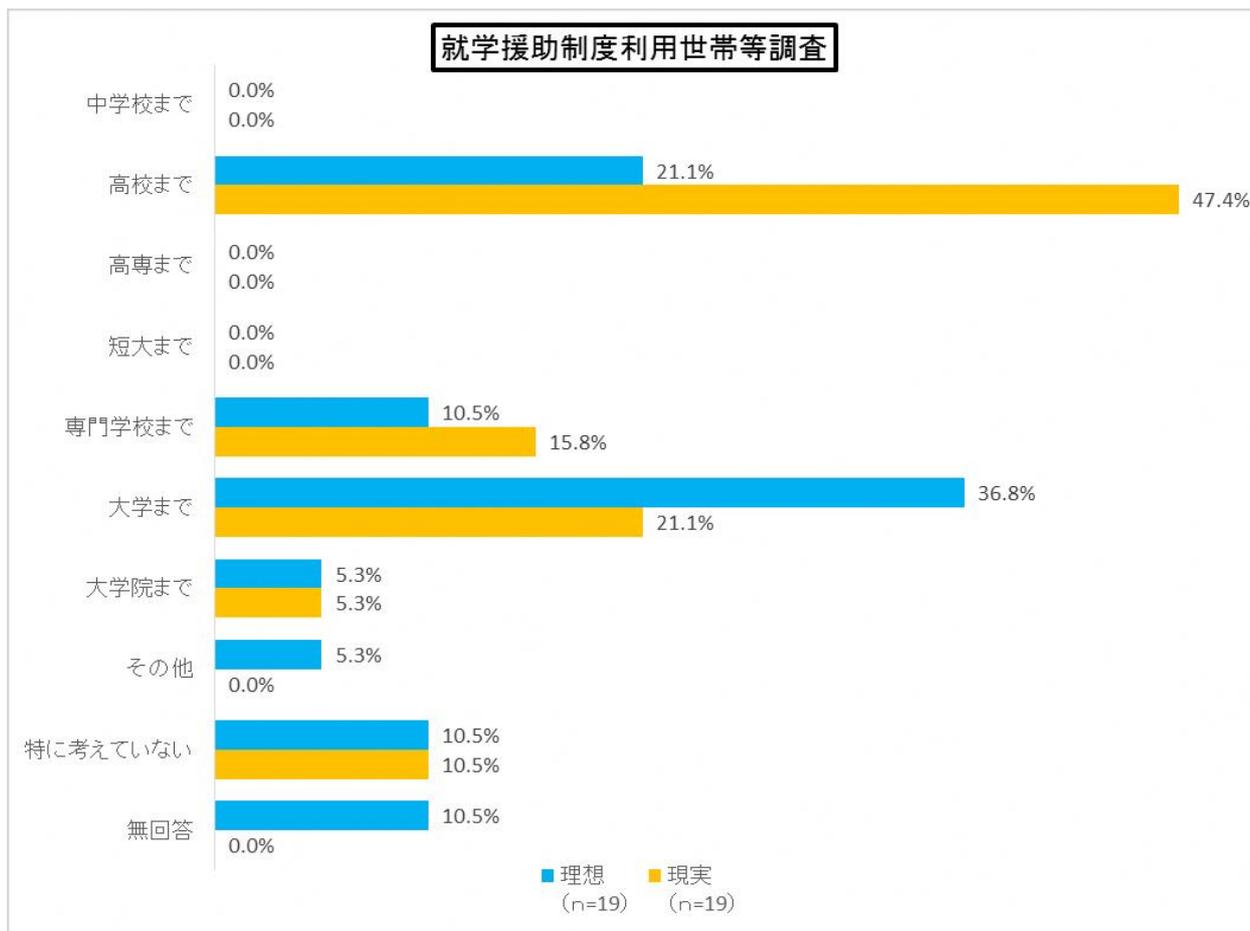
※【保護者回答】 あなたはお子さんに、理想的にはどの段階の学校にまで進んでほしいか。

※【保護者回答】 あなたはお子さんが、現実的にはどの段階の学校まで進むと考えているか。

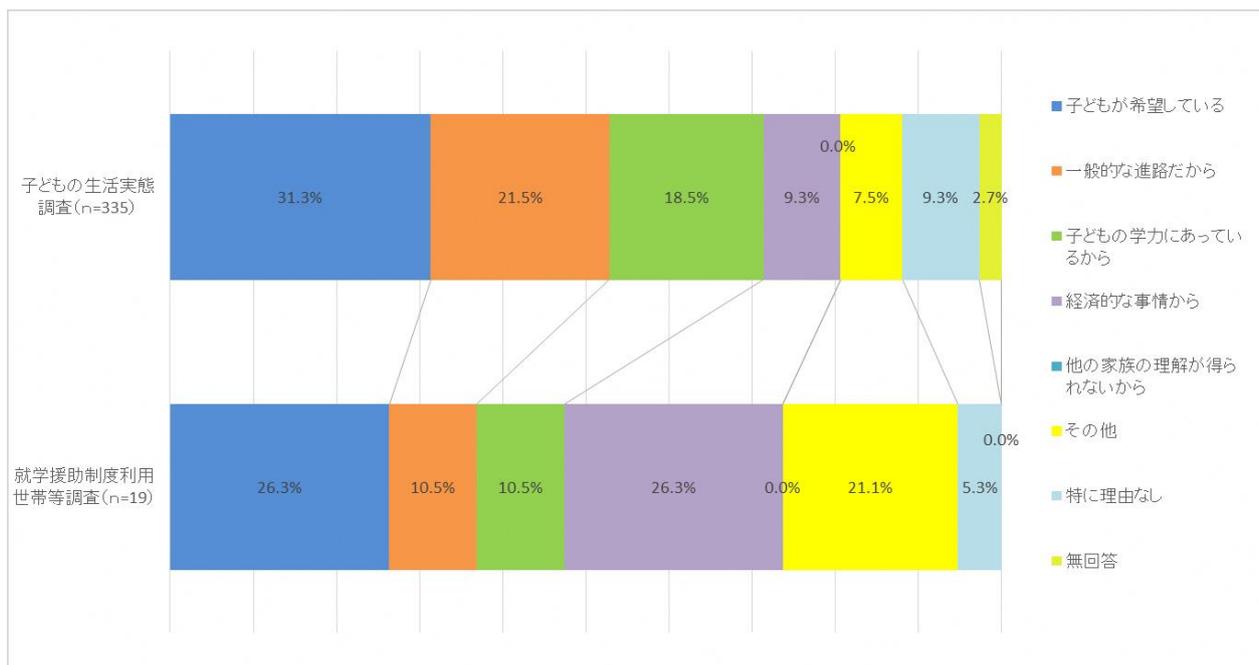
理想では、子どもに大学まで進学してほしいと考えている親の割合は子どもの生活実態調査では 50.4%、就学援助制度利用世帯等調査は 36.8%と最も高くなっています。

現実的には、子どもの生活実態調査では大学まで進むと考えている割合が 38.2%と高く、就学援助制度利用世帯等調査では高校までと考えている割合が 47.4%と高くなっています。その理由としては、子どもの生活実態調査では子どもが希望している割合は 31.3%と高く、就学援助制度利用世帯等調査では子どもが希望していると経済的事情を挙げている人の割合が 26.3%となっています。





※【保護者回答】あなたがそのようにお考えになる理由は。



(4) 必要な支援やサービス

① 悩みの相談相手

※【保護者回答】各項目で相談できる人は誰ですか。あてはまるものすべてに○印記入。

ほとんどの項目で自分の親や配偶者・パートナーの親、友人・知人や同僚が相談相手と回答しておりますが、お金の相談・家計管理では「相談できる人がいない」と回答した割合は子どもの生活実態調査では 11.3%、就学援助制度利用世帯等調査では 21.1%となっています。(複数回答)

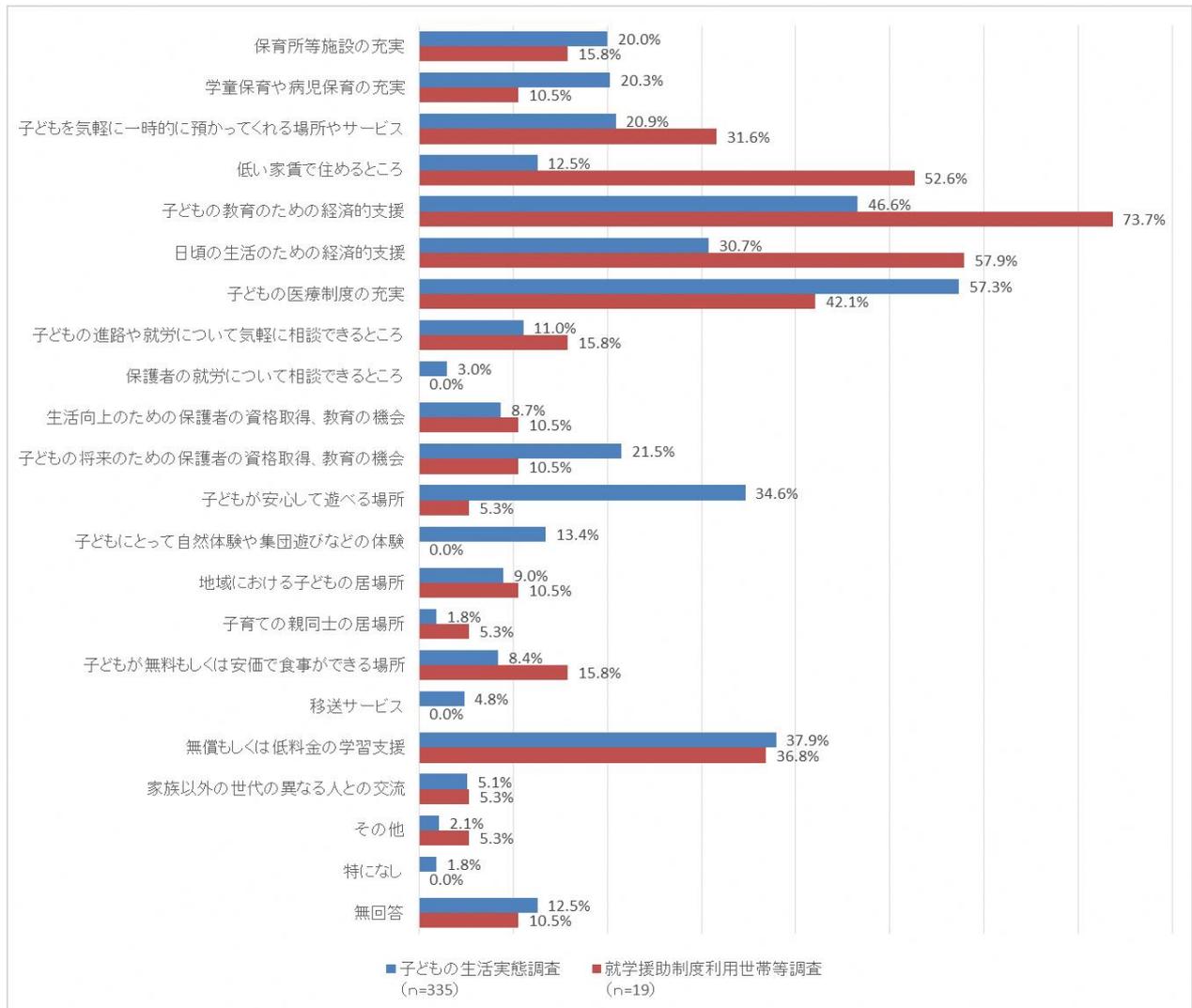
(子どもの生活実態調査 n=335) (就学援助制度利用世帯等調査 n=19)

	(1)子どものしつけや発達		(2)子どもの健康		(3)自分の仕事		(4)お金の相談 家計管理		(5)人間関係の悩み	
	生活調査	就学援助	生活調査	就学援助	生活調査	就学援助	生活調査	就学援助	生活調査	就学援助
自分の親や配偶者・パートナーの親	83.9%	73.7%	84.2%	73.7%	71.6%	63.2%	78.5%	57.9%	64.8%	42.1%
きょうだいや親戚	26.9%	42.1%	26.3%	36.8%	20.6%	31.6%	11.9%	26.3%	21.8%	21.1%
友人、知人や同僚	50.4%	52.6%	41.2%	47.4%	53.7%	42.1%	7.5%	26.3%	59.7%	42.1%
民生委員・児童委員	1.2%	0.0%	0.3%	5.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
学校の先生	21.5%	21.1%	10.4%	21.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%
放課後児童クラブや児童センターの指導員	2.1%	5.3%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
保健センターや市町村などの窓口	0.9%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社会福祉協議会・生活困窮者自立相談支援機関	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	5.1%	0.0%	5.1%	0.0%	3.3%	5.3%	2.4%	5.3%	2.7%	5.3%
相談できる人はいない	4.5%	15.8%	3.9%	15.8%	5.7%	15.8%	11.3%	21.1%	6.3%	21.1%
無回答	2.1%	0.0%	3.3%	0.0%	3.9%	0.0%	4.8%	0.0%	4.2%	0.0%

② 充実してほしい子育て支援サービス

※【保護者回答】あなたが子育てをしていくうえで、どのような支援が充実するとよいと思いますか。特にあてはまるもの5つに○印記入。

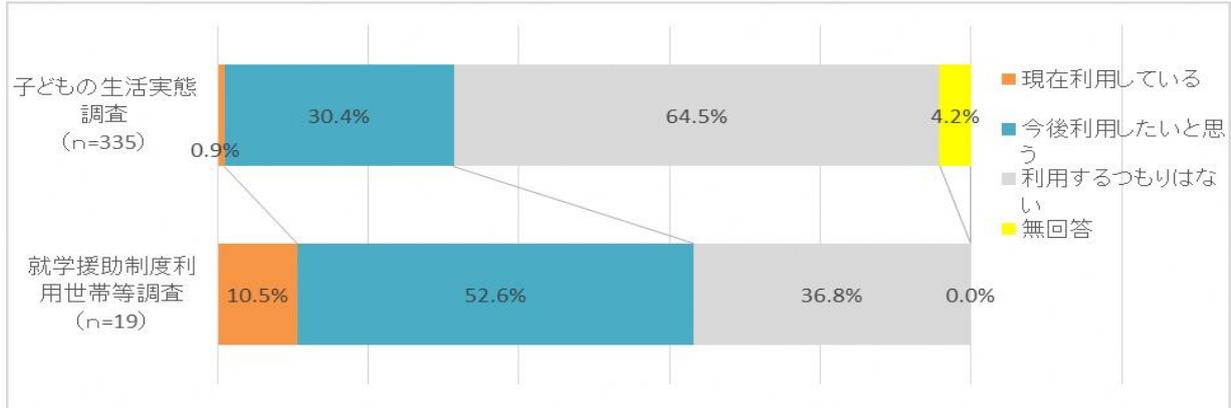
充実してほしい子育て支援サービスとして、子どもの生活実態調査では子どもの医療制度の充実が57.3%を占め、就学援助制度利用世帯等調査では子どもの教育のための経済的支援が73.7%と高い割合となっています。(複数回答)



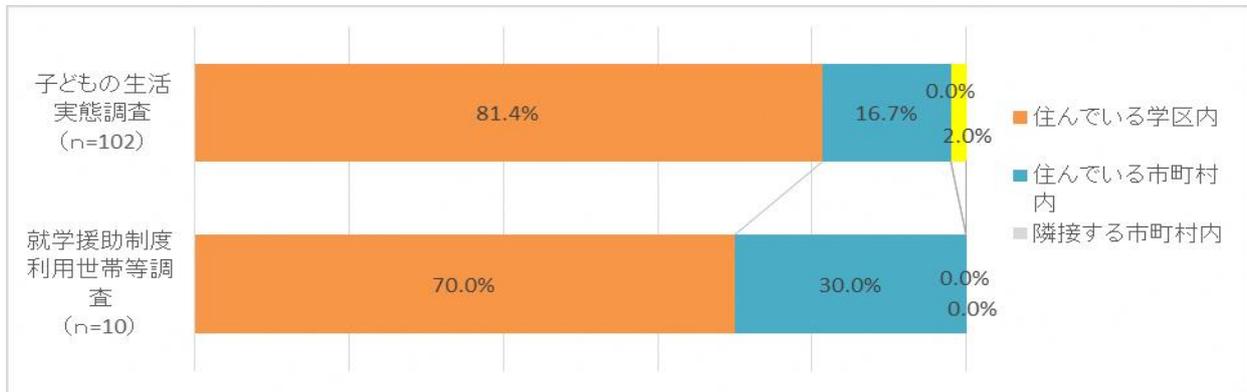
③ 子ども食堂などの居場所について

※【保護者回答】 お子さんについて、子ども食堂などの居場所があった場合、利用したいと思いますか。

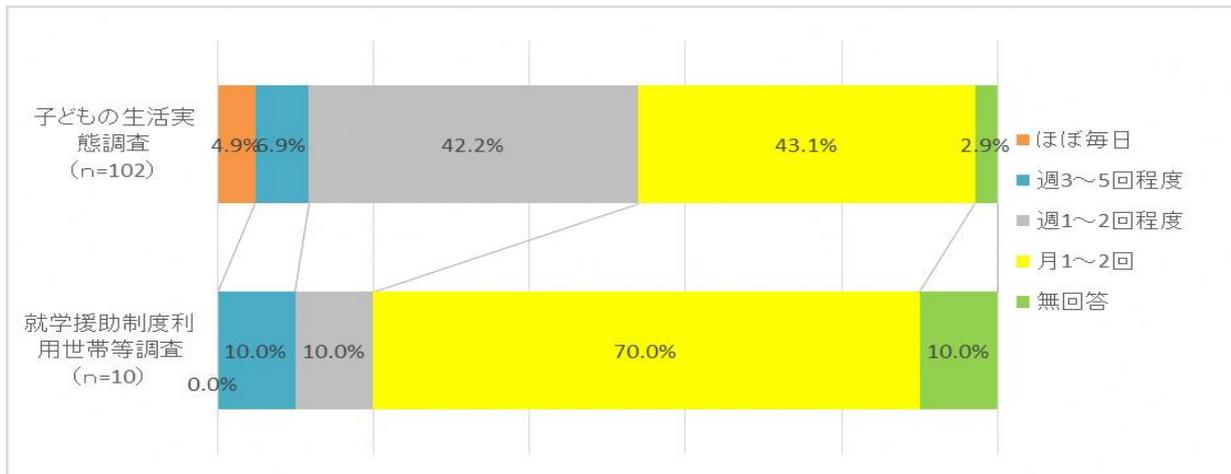
子ども食堂などの居場所について、「今後利用したい」が子どもの生活実態調査では30.4%、就学援助制度利用世帯等調査では52.6%を占めます。今後利用したいと答えた多くは、住んでいる学区内で月1～2回利用したいと望んでいることが分かります。



※【保護者回答】 その場所は、どの範囲にあれば利用したいと思いますか。



※【保護者回答】 その場所は、どれくらいの頻度で利用したいと思いますか。



Ⅲ 児童・生徒調査結果（抜粋）

小学5年生と中学2年生の児童生徒及び就学援助制度利用世帯等の児童生徒用調査票のデータの集計を活用します。

前項Ⅱ保護者調査結果では、子どもの生活実態調査と就学援助制度利用世帯等調査を分けて比較分析を行いました。就学援助制度利用世帯等調査の児童生徒の調査票では、19人中17名が無回答であったため、比較分析することはできなかったため、子どもの生活実態調査と就学援助制度利用世帯等調査を分けず、児童生徒回答全数分でまとめた状況です。

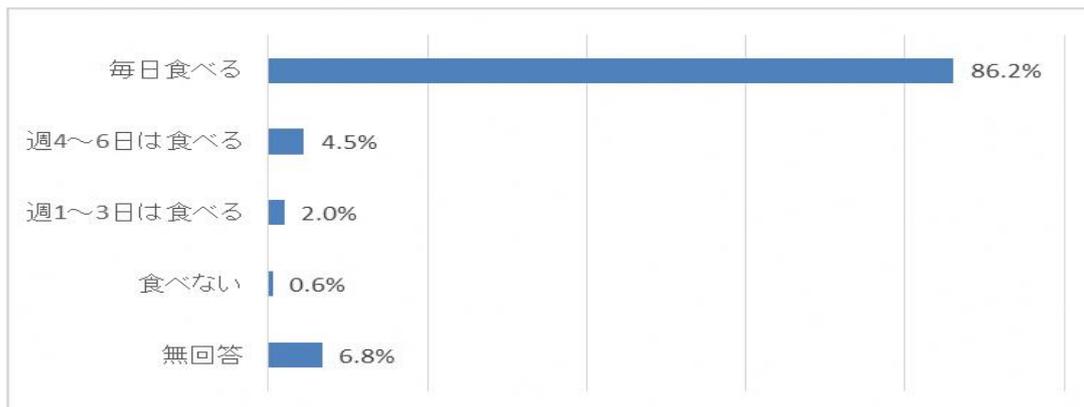
(1) 子どもの生活

① 朝ごはんについて

※【児童回答】あなたは朝ご飯をいつも食べていますか。

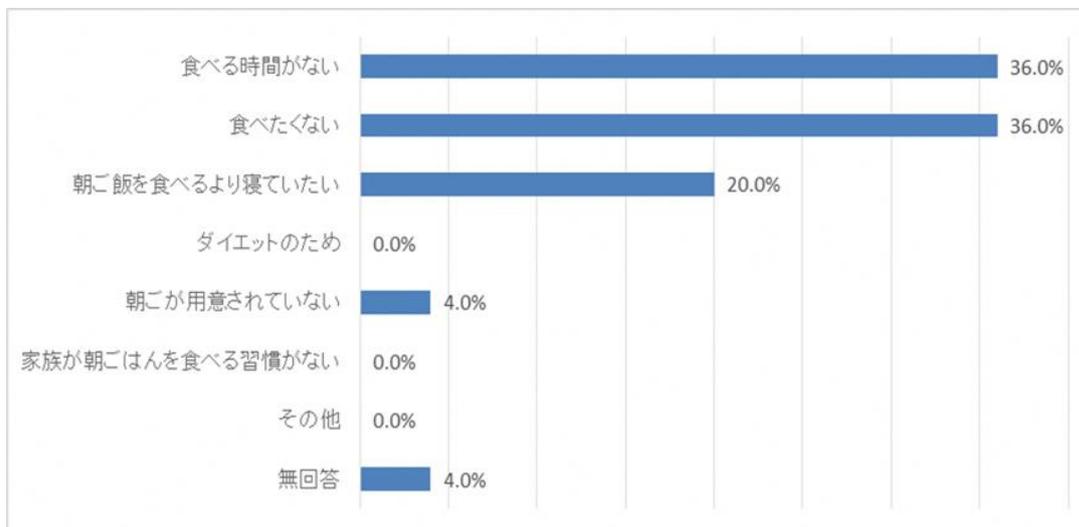
朝ご飯を毎日食べる割合は86.2%となっていますが、1食でも抜く割合は7.1%を占めます。食べない理由として、食べる時間がない、食べたくないがそれぞれ36.0%を占めています。

(n=354)



※【児童回答】朝ご飯を食べない最も大きな理由はなんですか。

(n=25)



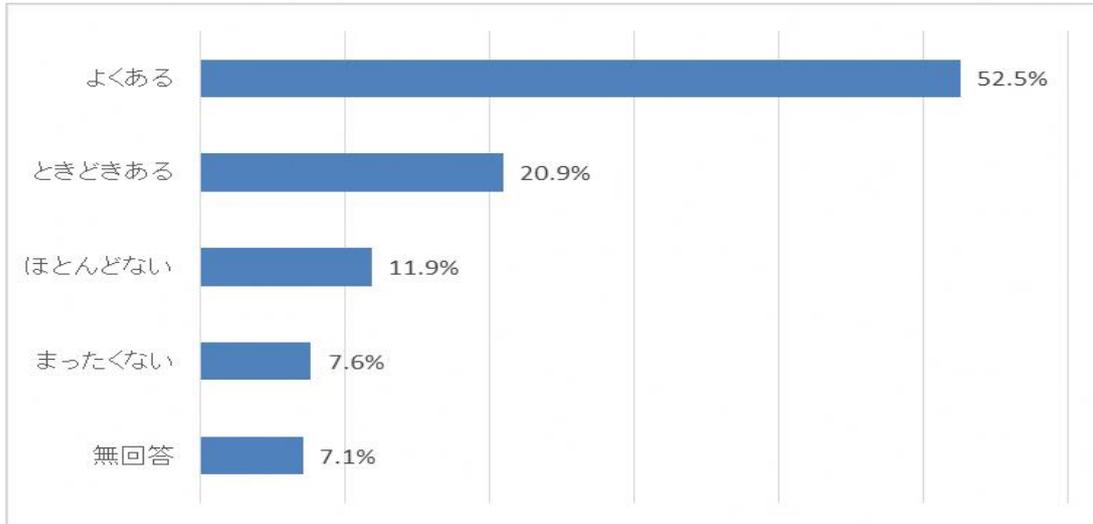
② 家庭での様子

※【児童回答】あなたは次のようなことをどのくらいしていますか。

ア) 大人の家族と朝ご飯を一緒に食べる

大人の家族と朝ご飯を一緒に食べる割合は52.5%となっています。「ほとんどない、まったくない」と回答した割合は19.5%でした。

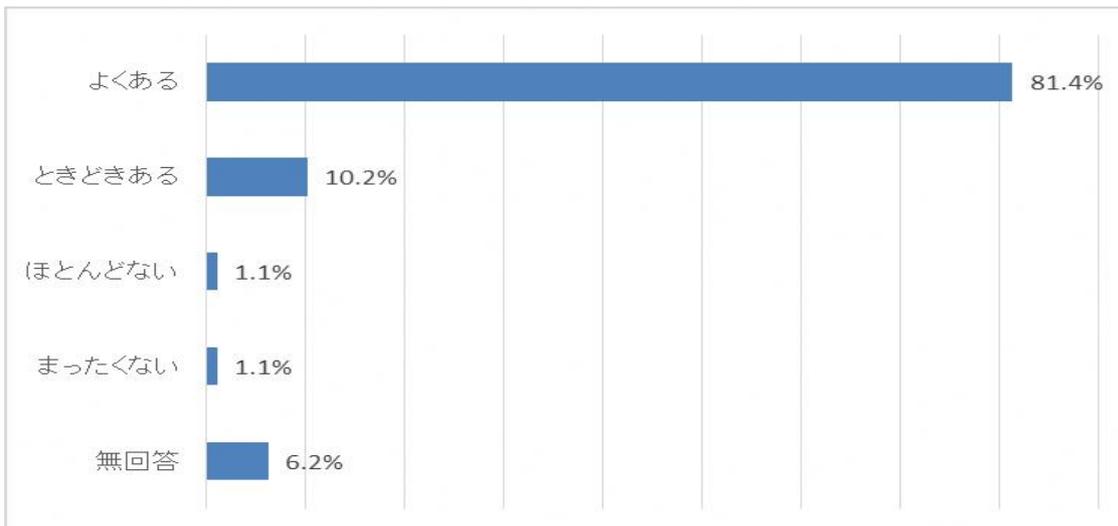
(n=354)



イ) 大人の家族と夕ご飯を一緒に食べる

大人の家族と夕ご飯を一緒に食べる割合は81.4%となっています。「ほとんどない、まったくない」と回答した割合は2.2%となっています。

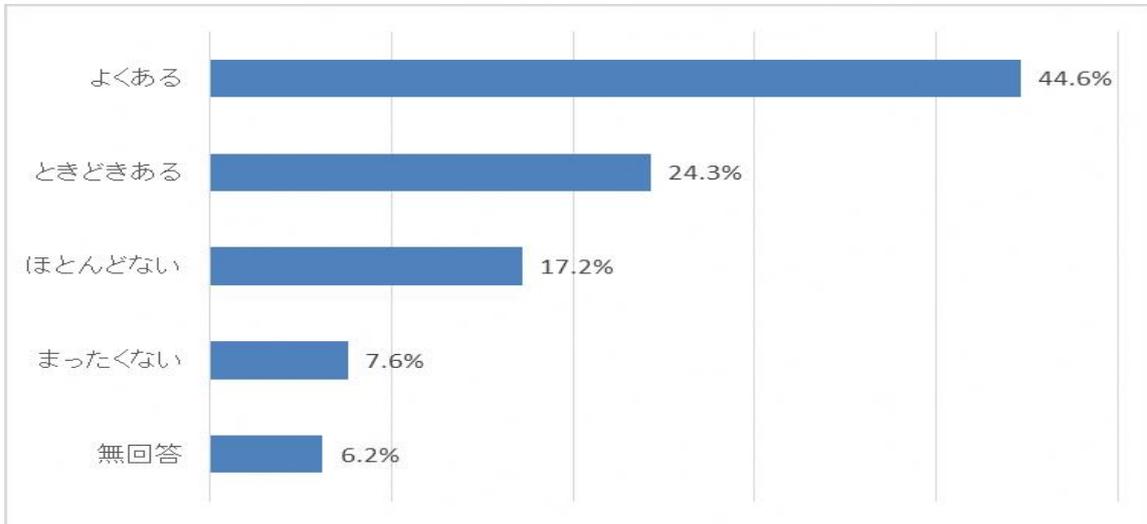
(n=354)



ウ) 家族に起こしてもらおう

家族に起こしてもらおうことが「よくある、ときどきある」と回答した割合は68.9%を占めています。

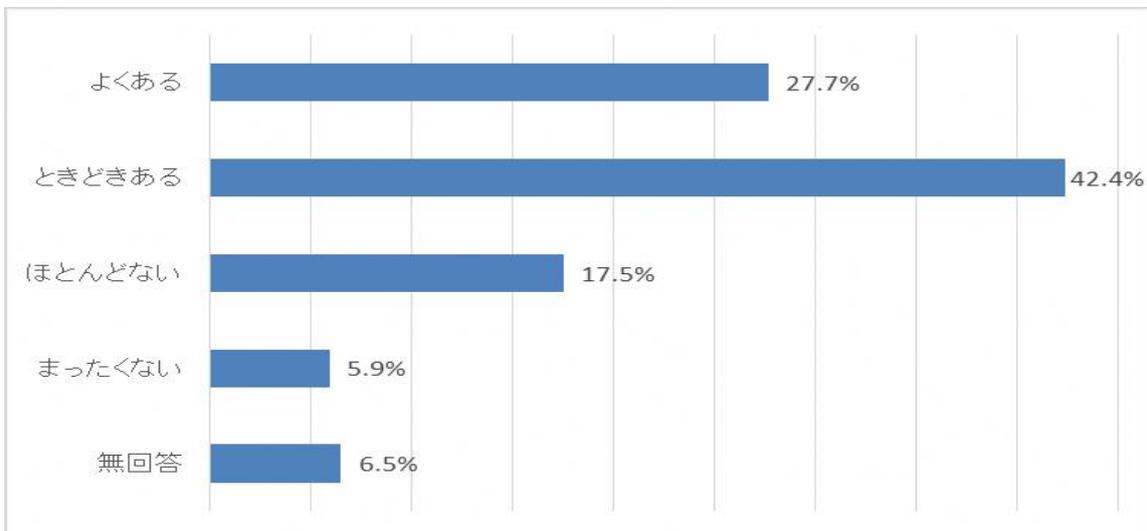
(n=354)



エ) 家の手伝いをする

家の手伝いをするが「よくある」と回答した割合は27.7%でしたが、「まったくしない」と回答した割合は5.9%の状況でした。

(n=354)



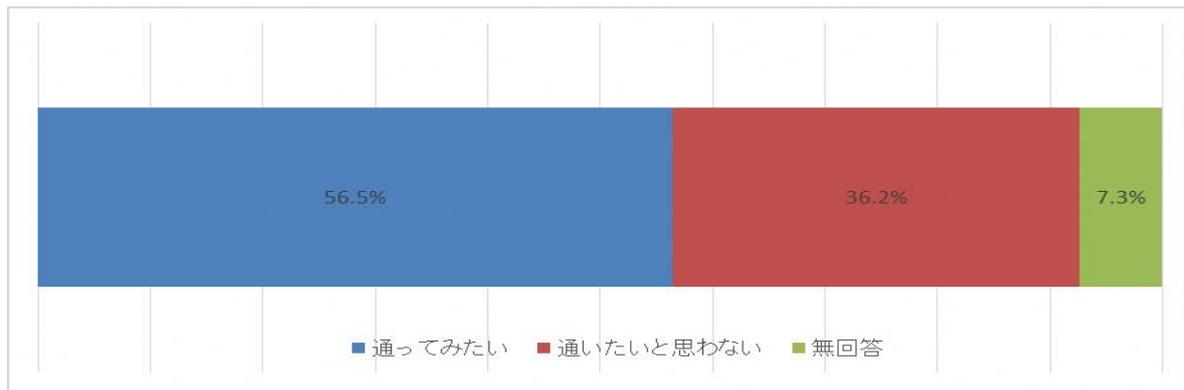
(2) 子どもの居場所

① 勉強できる場所について

※【児童回答】あなたは、無料で勉強できる場所があったら通いたいと思いますか。

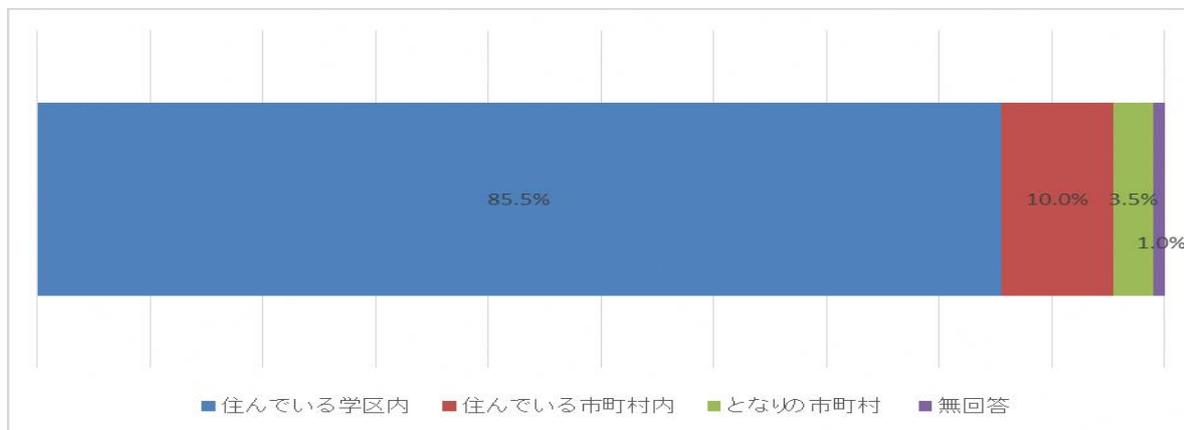
無料で勉強できる場所に通ってみたいと回答した割合は56.5%で、住んでいる学区内を希望している方が85.5%を占めており、週1~2回程度利用を希望しています。

(n=354)



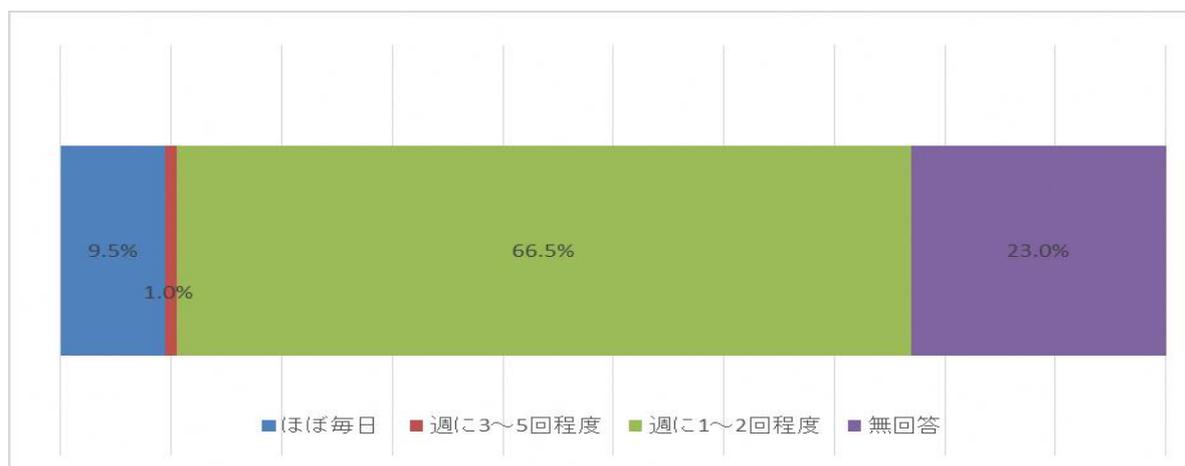
※【児童回答】その場所は、どの範囲であれば通いたいと思いますか

(n=200)



※【児童回答】その場所はどれくらいの頻度で利用したいと思いますか

(n=200)

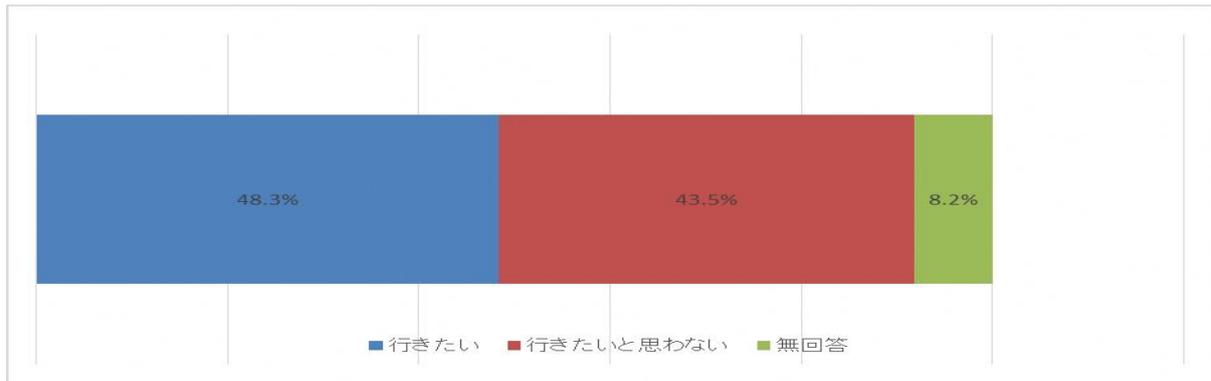


② 子ども食堂について

※【児童回答】あなたは、無料か安い料金でご飯が食べられる「子ども食堂」があったら行きたいと思いますか。

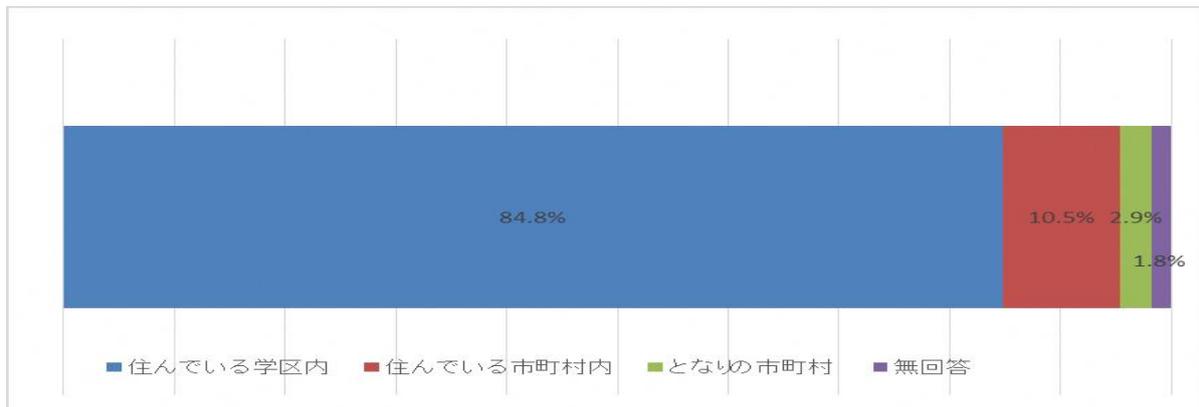
子ども食堂に行ってみみたい割合は48.3%を占め、通いたい場所は住んでいる学区内を希望する方が84.8%であり、週1~2回程度の利用を希望しています。

(n=354)



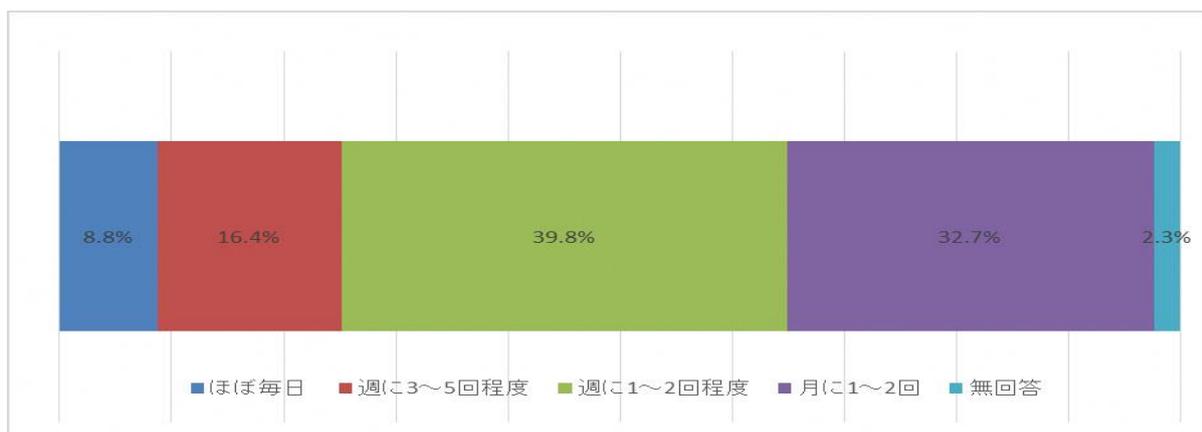
※【児童回答】その場所は、どの範囲であれば通いたいと思いますか

(n=171)



※【児童回答】その場所は、どれくらいの頻度で利用したいと思いますか

(n=171)

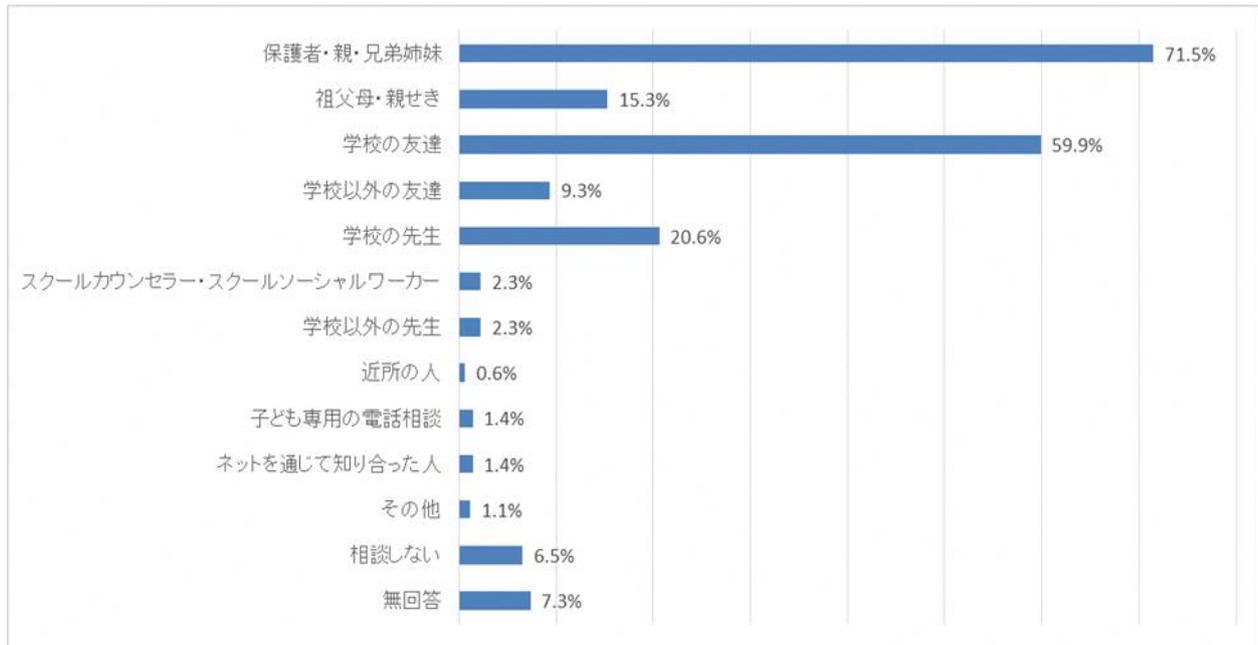


(3) 子どもの相談先

※【児童回答】いやなことや悩みがあるとき、だれに相談しますか（複数回答）

子どもの相談先として、保護者・親・兄弟姉妹が71.5%、次に学校の友達が59.9%の割合が高くなっていますが、相談しない割合は、6.5%でした。

(n=354)



4 子どもの貧困に係る課題 ～調査結果から見たもの～

当町で実施した「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施したニーズ調査や「岩手県子どもの生活実態調査」の結果から、保護者の収入により、塾や習い事、進学に対する影響が出やすい状況が見受けられました。

また、ひとり親世帯の暮らしの経済状況は約6割の方が「苦しい」と感じており、実際に生活費を支払えないことがあったことも把握されました。

これらを踏まえ、本町では、子どもの貧困対策を推進するに当たり、貧困の世代間連鎖をとめることを念頭に、生活困窮世帯の救済策としてのみならず、人材育成や社会的投資の観点からも対策を講じることとし、学習支援の充実などに取り組む必要があります。

I 包括的な支援

就学支援及び生活相談支援の事業の取組についてさらに充実させるとともに、関係機関の連携を強化しながら、子どもやその家庭のライフステージの場面やそれぞれの希望の実現に合わせた、生活困窮世帯を包括的に支援していく必要があります。

II 教育の支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上に努め、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付け、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る必要があります。

III 経済的支援

保育体制の整備等による保護者の就労環境の充実をし、母子家庭就業支援制度等の各種制度の情報発信や相談体制も含め、支援の充実に努めていく必要があります。

IV 社会的孤立防止、居場所づくり

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困の状態にある子どもが、社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図ることなどにより、子ども・保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会などにも配慮して取り組むこととされています。

「子ども食堂」や「フードバンク」など、社会的孤立の防止に配慮した取組が広がりつつあることから、こうした団体と連携を図りながら、社会全体で生活困窮世帯を支える取組を推進していく必要があります。

調査結果では、食事が不規則な状況にあることが把握され、また、児童回答結果から子どもの居場所や子ども食堂利用を希望する割合が半数あることから、子どもに対する生活支援の充実を進めます。また、いやなことや悩みがあるときの相談先として、「いない」と回答した子どもの割合は6.5%あり、子どもの個々の状況に応じて抱える悩み等に向き合

い解決できるよう、きめ細かな対応を進めていく必要があります。

V 支援情報の確実な提供

生活困窮世帯として行政・民間から何らかの支援を受けることが、対象世帯に劣等感や恥ずかしいという気持ちをもたらす場合があります。

生活に困難をかかえている家庭への支援は、「可能な限り支援を受けたくない」、「他人に知られたくない」といった対象世帯の気持ちに寄り添い、プライバシーや自尊心への配慮に努めながら、その一方で、必要としている世帯に支援が確実に届くようしっかりと情報を提供していく必要があります。

第3章 基本目標

1 基本理念

すべての子どもたちが

未来に夢を託すことができる^ま^ち矢巾町づくりをめざして

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在であり、未来の夢であるとの考えのもと、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、多くの大人との交流を通じることで、豊かな経験を積み、子どもたちが自分の未来に夢を託すことができる矢巾町を目指します。

本町では、「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会全体で子どもを健やかに育てていくため、様々な子ども・子育て支援策に取り組んでいるところです。特に、ひとり親家庭の子どもや経済的に困難な状況にある子どもへの支援については、国の補助制度等を活用しながら、実情に併せて施策を推進しております。

本町の現状をみると、ひとり親家庭において、就業している者の割合が高いにも関わらず、収入が低い状況がみられます。こうした状況の要因は、教育環境や家庭の経済環境など様々なことが関連しているものと考えられることから、本町においても国の大綱の中で重点施策としている「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」について、総合的な取り組みを進めていくことが必要な状況にあります。

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在であり、未来の夢であるとの考えのもと、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、多くの大人との交流を通じることで、豊かな経験を積み、子どもたちが自分の未来に夢を託すことができる矢巾町を目指します。また、町総合計画に定められたSDGs（注）の推進方法に則り、国際目標のSDGsの要素を反映し「誰一人として取り残さない」まちづくりを推進します。

（注）Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

2 施策の基本方向

子どもの貧困対策の推進にあたっては、世帯の収入状況にかかわらず教育を受ける機会が保障され、毎日の生活が経済面のみならず心身ともに安定して送れることが重要です。

安定した生活のためには親の就労状況が安定していることが望ましく、親の就労だけで十分な収入が得られない場合は、公的な支援も活用しながら経済基盤が保たれることが重要です。国の大綱を踏まえ、以下のとおりを重点施策として位置づけ、取り組みを進めていきます。

重点施策 1 「教育の支援」

重点施策 2 「生活の支援」

重点施策 3 「保護者等に対する就労の支援」

重点施策 4 「経済的支援」

重点施策の取り組みを進めていくために、施策5として「切れ目のない支援の充実」に努め、関係機関との連携強化と相談の支援の充実を図ります。

第4章 施策の展開

重点施策 1 教育の支援

～生活に困難をかかえている子どもの教育と学習支援の充実を図ります～

<取り組みの方向性>

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、質の高い教育を受けて子どもの能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが一人ひとりの豊かな人生の実現につながります。

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、経済環境など様々な問題で子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、十分な学習環境や相談体制の整備、就学資金の貸付けなど経済的支援等を行います。

また、子どもが職業や将来に向けた考えが持てるよう、子どもの多様な体験活動の提供に取り組みます。

<具体的な取り組み>

I 就学援助事業の充実

経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や修学旅行費などの学校にかかる費用の一部を援助します。

また、町内に住所を有する就学予定者の保護者等を対象に、新入学児童生徒学用品等を、前倒して支給しており、援助を必要とする家庭に確実に支援が届くよう、情報提供の充実に努めます。

II 学習・生活支援事業の推進

岩手県で実施している学習・生活支援事業の事業受託者と連携し、会場の調整や参加者の募集、食支援等の他事業や関係する多機関との橋渡し等、事業に協力し子どもの支援に取り組みます。

※ 学習・生活支援事業は、生活困窮家庭等の小学生、中学生及び高校生等に対し、学習支援や悩み相談等を行うことにより、学習の場や機会を提供し学習習慣を身につけ、進学に向けた学力の向上、学校生活の安定などを図ることを目的に実施しています。

III 就学相談支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生とその保護者を対象に、生徒の将来の自立と貧困の連鎖の防止を図るため、進学や就学継続の支援を行います。

IV 矢巾町奨学金制度の推進

本町出身学生の修学を奨励し有用な人材を養成するため、学費の一部を貸与します。

経済的理由により高等学校、大学等に進学又は在学する方で審査の結果奨学生と採用されると奨学金が無利子で貸与されます。

V 保育の質の向上を推進

奨学金助成制度等の保育士確保対策事業を推進します。

その他、関係機関との連携強化を図ることにより、生活支援や福祉制度の利用につながるなど、子どもの教育環境の充実を図ります。

重点施策2 生活の支援

～生活に困難をかかえている家庭へ安定した生活を送れるよう支援の充実を図ります～

<取り組みの方向性>

生活に困難をかかえている家庭は、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、また、そのような状況にある子どもは、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることがないように、相談事業の充実を図る等により、子ども及びその保護者の生活に困難をかかえる状況にきめ細かに支援を実施します。

子どもの居場所づくり等に取り組み、生活に困難をかかえる子どもに対する生活の支援の充実を進めます。

また、子どもの成長に温かなまなざしを注ぐ人が増えてくような地域社会を目指し、地域全体で支えていく取り組みを進めていきます。

<具体的な取り組み>

I 保護者への相談支援の充実

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、福祉課に「生活相談係」を設置し、長期失業等、様々な生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行います。

II コミュニティ食堂など子どもの居場所の支援拡充

町母子寡婦福祉協会等が実施している「ここかむ食堂」は、地域の子どもの無料もしくは低価格で温かい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っています。

「ここかむ食堂」等について、情報発信・情報提供などの支援を行うとともに、子どもの居場所づくりの取り組みが各地域に広がっていくよう、ネットワーク化や勉強会などスタッフの資質向上に向けた支援を検討します。

III 子どもへの支援の拡充

NPO法人や民間団体等と協力して、食糧支援の活動（フードバンク）を支援し、悩みごとを抱えながらも支援制度や支援者に繋がっていない世帯を早期に把握し、相談機関に紹介するなど、関係機関と連携を強化し、必要な対応を図ります。

IV 子どもの生活の安定に関する支援

子どもの健やかな発育・発達を支えるとともに、朝食の摂取を含めた、望ましい食習慣や生活習慣の形成を図るため、家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進します。

子どもの望ましい食習慣の定着に向け、学校給食を通じて食育の推進を図るとともに、第2期矢巾町食育推進計画に基づき、乳幼児期、学童期、思春期など各ライフスタイルに合わせて、朝食の摂取を含めたバランスの取れた食事や家族と一緒に食事を共にする機会を多くすることなど食習慣の推進に取り組みます。

V 住居の確保支援の推進

(1) 相談支援の充実

離職等により住居を喪失した方又はその恐れのある方に、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金が支給されるよう、岩手県社会福祉協議会など関係機関との連携を図り、個々の状況に寄り添った相談支援を行います。

(2) ひとり親世帯の町営住宅の抽選優遇

町営住宅抽選時に基準を満たしているひとり親世帯に対して優遇します。

VI 生活福祉資金貸付制度

岩手県社会福祉協議会では、低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対し、各種資金の貸付と必要な相談支援を行います。

重点施策3 保護者等に対する就労の支援

～生活に困難をかかえている保護者への就労相談や支援を進め、若年層への就労支援に取り組みます～

<取り組みの方向性>

保護者等の就労は、生活の安定を図るうえで重要なことはもちろんのこと、家族がゆとりを持って接する時間の確保や、保護者が働く姿を子どもに示すことにより、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、貧困の連鎖を防止するための教育的意義からも重要です。

関係機関と連携しながら、保護者の就労支援の充実を図ります。

一人ひとりの実情や経験に応じて、きめ細かに就業相談に応じるとともに、保護者が求職活動を行う際の支援や、ひとり親等が就職に有利な資格を取得するための制度など必要な情報を提供の充実に努め、きめ細かな支援を行います。

<具体的な取り組み>

I ひとり親家庭の保護者の就労に関する支援

(1) 多機関の協働による包括支援体制構築モデル事業

平成 28 年度から相談支援包括化推進員を任用し、関係機関とのネットワークを基に相談支援のノウハウを培い、多様な相談支援を拡充します。

(2) 自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、岩手県社会福祉協議会に「いわて県央相談支援室」を設置しています。長期失業等、様々な生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行っており、町社会福祉協議会や関係機関と連携のもと更なる周知を行い、潜在する生活困窮者の把握と支援に努めていきます。

(3) ひとり親相談事業

盛岡広域振興局と連携し児童扶養手当現況届の受付会場に相談窓口を設置し、関係部署と連携した取り組みを進めていきます。

II 保護者の仕事と子育ての両立に関する支援

(1) 保育料の軽減

幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子供の保育料や実質徴収となった3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減します。

(2) 保育料の減免

所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等に保育料を減免します。

(3) 子どもの放課後の過ごし方に関する支援

児童の健全な育成が図れるよう、本町では放課後児童クラブ利用料は無料とし、経済的負担を軽減しています。

III 若年層へ就業支援の取り組み

若年層が抱える多様な悩みや課題に対応するため、関係者と連携しきめ細やかな支援を行います。

IV 就労の支援

就労希望者の生活の安定が図られるよう、ハローワークなどと連携し、相談者のニーズに対応した就労の支援に取り組みます。

重点施策4 経済的支援

～ 生活に困難をかかえている家庭への暮らしを支える経済的支援の充実に取り組みます ～

<取り組みの方向性>

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で家庭の生活の基礎を支えていく必要があります。

経済的支援に関する施策については、保育、教育、医療、福祉分野など各分野で給付や減免などを行う必要があります、母子保健も含めた各分野が連携して、生活に困難をかかえている家庭への重要な要素として取り組みます。

<具体的な取り組み>

I 子どもの医療機関の受診に関する支援

医療費給付事業の拡充

保護者の経済的負担を軽減するとともに、子ども・保護者の健康保持を図るため、ひとり親家庭等の親子や小・中・高校生、乳幼児等の医療費の一部を給付します。

令和2年8月から県内統一で現物給付の対象を中学生まで拡大しています。

II ひとり親家庭等の経済的な支援

(1) 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の児童が健やかに育つよう、生活の安定と自立の支援をするために支給されます。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関等で修業する場合に、訓練促進給付金等を支給する制度です。

(3) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合、その受講の一部を助成する制度です。

(4) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、講座の受講費用等の一部を助成します。

(5) 通勤定期特別割引

児童扶養手当を受給している世帯の負担軽減を図るため、J R通勤定期乗車券を購入する場合に特別割引（3割程度）が受けられる制度です。

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定、子どもの福祉の増進を図るために無利子（又は低利子）で各種資金の貸付を行っています。

Ⅲ 児童手当の支給

0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。

所得制限限度額により手当の月額が変わります。

施策5 切れ目のない支援の充実

～妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援をするため、関係機関との連携強化と相談支援の充実に努めます～

<取り組みの方向性>

子育ての経済的な悩みや不安の相談については、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が必要であり、重点施策の取り組みを推し進めるためにも、母子保健サービスや子育て支援サービスなどを連携して提供できるようきめ細かな相談支援を強化します。

<具体的な取り組み>

I 子育て世代包括支援センター

保健師・助産師等が、妊娠期から子育て期にわたる保健や育児に関する様々な悩み等に対する相談支援を行います。

II 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聴き、情報提供するとともに、支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供するなど、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図るために、生後4か月の乳児がいる家庭を訪問します。

III 児童養育支援活動事業の拡充

児童虐待の発生子防、早期発見及び早期対応を図るため、県の関係機関や、警察、学校、医療、福祉等の関係団体で構成する矢巾町要保護児童対策地域協議会を設置し、個別の要保護児童の具体的な支援内容を検討する「実務者会議」及び「ケース検討会議」や要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討を行う「代表者会議」を開催します。

また、本協議会の運営担当部署に専門職を配置して、運営体制を強化します。

IV 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から、在宅支援を中心とした、専門的な相談対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点を令和2年度に設置しています。

V 事業所による要支援者の見守り協定

業務の中で異変を把握した場合に、町に連絡していただく協定を事業所（いわて生協組合、ヤマト運輸株式会社、盛岡信用金庫）と締結し、要支援者を見守ります。

第5章 計画の推進

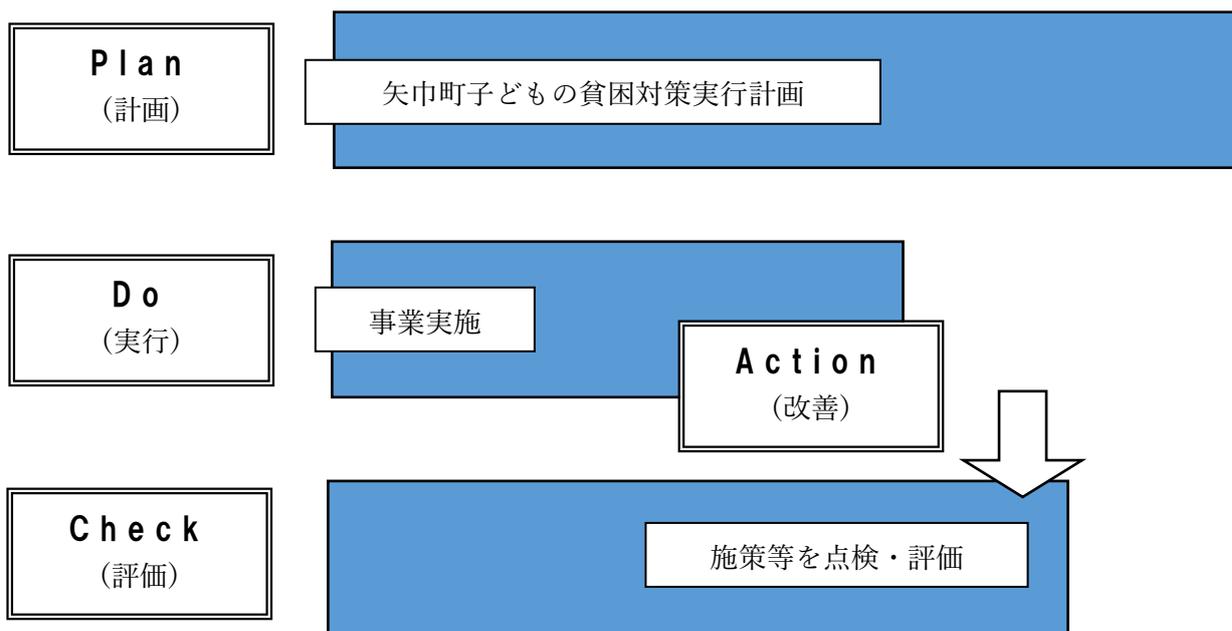
1 計画の推進及び実施体制

本町における子どもの貧困対策を総合的に推進するため、庁内関係部局の連携・協力のもと、計画の推進を図ります。子どもの貧困対策については、支援のための様々な施策がありますが、子どもの貧困対策の関連施策の情報について、必要とする方に行き届くよう、ホームページなどの活用により、情報提供を推進します。

計画の策定及び事業については、関係機関から助言や支援を得ながら、地域福祉担当課が教育行政、児童福祉及び母子保健担当課との協力体制のもとで実施します。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗状況を把握するため、関連事業の実施に際しては、PDCAサイクルを取り入れ、事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、必要に応じて施策等の見直しを行います。



3 計画の見直し

本計画については、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況、国の大綱の見直し状況等を勘案し、必要に応じて見直しを検討します。

4 町の子どもの貧困に関する指標

指標		直近値	算出方法
電気又は水道料金の未払い経験	ひとり親世帯 (就学前)	未払い経験 10.8% (令和元年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えた世帯の割合 (出所:「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施したニーズ調査)
	ひとり親世帯 (小学生)	未払い経験 24.4% (令和元年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えた世帯の割合 (出所:「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施したニーズ調査)
食料が買えない経験	ひとり親世帯 (就学前)	食料が買えない経験 23.0% (令和元年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合 (出所:「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施したニーズ調査)
	ひとり親世帯 (小学生)	食料が買えない経験 28.6% (令和元年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合 (出所:「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施したニーズ調査)
ひとり親世帯の親の就業率	母子世帯 (就学前)	92.7% (令和元年) 内訳 フルタイム 68.1% パート等 24.6%	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)親のうち、就業している者の割合 (出所:「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施したニーズ調査)
	父子世帯 (就学前)	80.0% (令和元年) 内訳 フルタイム 80.0%	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)親のうち、就業している者の割合 (出所:「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」策定時に実施したニーズ調査)

矢巾町子どもの貧困対策実行計画

～ すべての子どもたちが 未来に夢を託すことができる矢巾町づくりをめざして ～

令和 2 年 11 月

発 行 矢巾町

編 集 矢巾町福祉課

〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地

TEL 019-697-2111（代表）

FAX 019-697-3700

ホームページアドレス

<http://www.town.yahaba.iwate.jp>
